

令和6年第3回（6月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和6年6月6日（木）午前10時00分～午後2時36分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原 史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川 渕 文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第36号 大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議案第37号 大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第38号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第39号 大潟村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案

議案第40号 村道路線の変更及び認定について

議案第41号 工事請負契約の締結について

議案第42号 普通財産の貸付について

議案第43号 普通財産の貸付について

議案第44号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案

議案第45号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

議案第46号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

報告第1号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

報告第2号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

報告第3号 令和5年度大潟村一般会計繰越明許費繰越計算書報告

報告第4号 令和5年度大潟村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告

報告第5号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、令和6年第3回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、松本正明さんと、6番、黒瀬友基さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、3番、三村敏子さん。

【議会運営委員長：三村敏子】

3番、三村敏子です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る5月29日、午前9時より、委員会室において、村当局より石川総務企画課長、遠藤総務企画課課長補佐出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は5名で、提出案件は16件であります。提出案件の内訳は、条例関係4件、補正予算3件、道路認定1件、契約関係1件、財産関係2件、報告5件でありました。委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日6月6日から6月11日までの6日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりで

あります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月11日までの6日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は、6月6日から6月11日までの6日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和6年2月分から令和6年4月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る5月8日、五城目町役場において同協議会の定期総会が開催され、令和5年度の事業報告及び決算認定並びに令和6年度の事業計画及び予算について審議を行い、全会一致で承認されました。

次に、全国町村議会議長会について、報告いたします。

去る5月21日、町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、参加してまいりました。

研修では、大正大学教授、江藤俊昭氏による「議員のなり手不足は住民自治の危機その打開の道を探る」と題しての講義のほか、元流山市政策法務室長で弁護士の帖差なおみ氏、慶應義塾大学法学部政治学科教授、谷口尚子氏による講義が行われました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について、報告があります。

7番、菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私から、令和6年3月25日に開催された、第1回定例会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

議案説明に先立ち、管理者より諸般の報告がありました。

主な内容については次のとおりです。

1. 昨年1月から12月までの火災は14件で、前年比3件の減であった。損害額についても3,402万7千円で、前年比1,238万9千円の減であった。救急出場は2,569件で前年

比83件の減であり、搬送人員は2,328人で102人の減であった。このうち心肺停止状態の傷病者を93人搬送したが、救急現場に居合わせた人、いわゆるバイスタンダーにより心臓マッサージなどの救命手当が実施されたのは69.9%の65人であった。またドクターヘリは122件出動要請した。

2. 消防広域化について、湖東地区消防と事務レベルの協議を進めてきたが、今年1月に関係5自治体の副市町村長等による検討会を設置し、より具体的な協議を進めており、今後、任意協議会設立に向け話し合いを重ねていく。

諸般の報告ののち、議案審査に入り、議案第1号「男鹿地区消防一部事務組合長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例」について、管理者から提案理由と、消防長から補足説明がありました。

長期継続契約ができる契約として、商習慣上、複数年契約が一般的であるものや、翌年度以降に役務の提供を受けるソフトウェアの使用に係るものを定め、条例を改正するものであるとのことでした。

議員より、契約期間の上限について質疑がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「男鹿地区消防一部事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」が上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。

主な改正内容は、浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化されたことに伴う審査時間の増加や人件費、物価上昇等を新たな手数料の積算に反映したものであるとのことでした。

議員より、管内の対象貯蔵所の有無について質疑がありました。

討論はなく、採決に入り、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「令和6年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計予算」が上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。

本予算は、近年大規模かつ複雑多様化する各種災害や今後も増加すると見込まれる消防需要に対応するため、人件費及び資機材の維持管理経費等を計上したほか、投資的経費として、本署・北分署庁舎の外壁改修工事、本署配置の大型化学車の更新等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を15億6,703万円とするものであるとのことでした。

質疑に入り、議員より、職員給与のあり方、特殊勤務手当や時間外手当の減額理由、職員減による業務への影響、高性能消防指令システムの内容などがありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、男鹿地区消防一部事務組合関係の報告を終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について、報告があります。

6番、黒瀬友基さん

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

令和6年第1回八郎湖周辺清掃事務組合議会について報告いたします。

令和6年第1回八郎湖周辺清掃事務組合議会は、令和6年3月21日に八郎湖周辺クリーンセンター研修室にて、議員11名出席のもと開催されました。

議席の指定及び議事日程を決定したのち、議案第1号「令和6年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計予算」を議題とし、はじめに管理者より諸般の説明がありました。

令和5年度のごみ処理実績見込みに関しては、家庭系ごみは約1万60トンで、前年度に比較してマイナス470トン、4.5%の減少、事業系ごみは約3,820トンで、前年度に比較してプラス30トン、0.8%の増加で、ほぼ前年並みを見込んでいるとのこと。全体では、前年度に比較してマイナス450トン、3.1%の減少となる見込みとの説明でした。

また、ごみ処理の広域化については、急速に進む人口減少や財政状況が厳しさを増す中、令和3年9月に策定された秋田県ごみ処理広域化・集約化計画を踏まえ、昨年7月に秋田市、潟上市、本組合構成市町村の職員で構成する、秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化研究会を立ち上げ、これまで各市町村間の情報共有や課題の洗い出しなどに取り組んできており、今後、研究会で洗い出した課題の検討を進め、広域化の方針決定に向けた事務調整を行う協議会を関係自治体で発足することとし、このための覚書を3月中に締結するとの報告がありました。

引き続き、管理者より、令和6年度予算、歳入歳出予算の総額を5億5,689万3千円とするとの概要説明があり、事務局長及び担当者より補足説明がありました。

予算総額に関しては、前年度比約4千万円の増、増加の理由は、修繕費や点検保守業務委託料の増加及びごみ処理施設運転業務委託において人件費の引き上げによるものとの説明でした。説明に引き続き、質疑に入り、広域化計画と施設の修繕計画、運転業務委託における人件費増加、事務局の人員体制について質疑がなされました。このうち広域化計画と施設の修繕計画に関しては、令和10年度に秋田市において新施設の稼働を計画していることから、修繕に関しても現行施設の令和13年までの稼働を念頭にした修繕の計画を立てているとの説明がありました。

その後、討論はなく、採決を行い異議はなく、議案第1号「令和6年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

以上、令和6年第1回八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、令和6年6月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、人口減少社会における、高齢化の進行やインフラの老朽化など行政需要が増加するなか、広域連携による行政サービスへの取り組みについて申し上げます。

1つめは、消防の広域化についてであります。

男鹿地区消防一部事務組合消防本部と湖東地区行政一部事務組合消防本部の統合に向けた取組状況については、急激な人口減少や財政状況が厳しさを増す中、消防体制の充実強化を図ることを目的に、「男鹿・湖東地区消防広域化協議会」を7月1日に設立する予定としております。将来にわたり、必要な消防力を維持・強化するため、引き続き、広域化に向けた具体的な協議を継続してまいります。

また、本定例会においては補正予算案に、協議会の運営に必要な負担金を計上しております。

2つめは、ごみ処理の広域化についてであります。

持続可能なごみの適正処理の確保に向け、昨年度から秋田市、潟上市及び八郎湖周辺清掃事務組合を構成する4市町とともに、情報共有や課題等の洗い出しを進めてきており、先般、広域化の必要性について合意が得られたことから、4月12日に各副市町村長で構成する秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会が設立され、先月16日に第1回目の協議会が開催されたところであります。

同会議においては、国が示す広域化に向けたごみ処理の検討事項に係る議論のほか、検討に用いるための各種調査等の実施方針について意見交換を行ったところであり、引き続き協議を重ね、年度末には広域化・集約化に係る方針を協定として取りまとめることとしております。

次に、脱炭素への取り組みの進捗状況について申し上げます。

はじめに、バイオマス熱供給事業についてですが、もみ殻ボイラー棟の建設及び熱導管の敷設について、現在、仕上げの工事が行われているところであり、今後、試験運転が行われ、7月には施工業者から株式会社オーリスに引き渡しされる見込みであります。

7月17日には竣工式が行われる予定であり、その後、本格稼働することとなっております。

公共施設等における太陽光発電事業については、ホテルサンルーラル大潟、ポルダー潟の湯、ふれあい健康館の3施設について、太陽光パネルの設置が終了しております。蓄電池の納入が8月末となる見通しのため、9月以降の発電開始となる見込みとなっております。

また、令和6年度実施予定の各公共施設への太陽光パネル設置についてですが、詳細設計を終えている役場庁舎、小・中学校、こども園、ひだまり苑の4施設については、株式会社オーリスにおいて金融機関との融資協議が終わり次第、工事入札が行われる予定です。

その他の公共施設等への太陽光パネル設置については、現在、株式会社オーリスにおいて基本設計を行っているところであり、今後、各施設等との調整並びに入札、融資協議等が行われる見込みとなっております。

次に、クマの出没に関する状況について申し上げます。

昨年は、ツキノワグマの出没情報が9月以降、20件寄せられ、3頭を捕獲しました。今年は4月に入り既に6件の情報が寄せられており、4月25日には生態系公園東側の道路において、また5月11日には新生大橋付近の格納庫近くにおいて足跡も確認されております。

情報が寄せられる都度、村民の皆様には防災無線、LINE等により注意喚起と情報提供を行っております。また、鳥獣被害対策実施隊と協力し、捕獲檻を設置するとともに、出没場所付近を交通指導隊や職員が巡回するなど、被害の未然防止に努めているところであります。巡回にご協力いただきました村民の皆さまには、この場を借りて感謝申し上げます。

県内では、広範囲においてクマの目撃情報や人身被害も出ております。村民の皆さまにおかれましても、十分に注意してくださるようお願いいたしますとともに、格納庫等にクマの餌となるようなものを放置しないよう重ねてご協力をお願いいたします。

次に、八郎湖クリーンアップについて申し上げます。

4月にクマの目撃情報もありましたが、5月12日以降は村内における目撃情報は寄せられておらず、検討した結果、雑草が繁茂している箇所には入らないようお願いした上で、6月2日に43回目となるクリーンアップを実施しました。

各自治会及びカントリーエレベーター公社、情報産業労働組合連合会、秋田県立大学の学生寮などから合計855名の参加協力をいただきました。

回収したごみの量は、目分量で報告してもらっていますので大雑把な数値ではありますが、昨年度とほぼ同量の約1.2トンでした。傾向としては、袋に入らない家電等の粗大系のごみが、昨年に引き続き減少しているように見受けられました。また、袋に入るものは二分別で回収しており、昨年からはどちらもクリーンセンターに搬入し、処理してもらっています。これにより、処分場に埋めるごみの量は大幅に削減できており、一部のごみは不燃ごみの選別ラインで回収され、資源化もできるようになっております。

ご参加いただきました皆さまのご協力に、改めて感謝申し上げます。

次に、本年3月1日より利用が可能となった、各種証明のコンビニ交付の状況について申し上げます。

3月分の交付件数は28件、4月分は17件、5月分は12件となっております。コンビニ利用は交付総数の約8%と、その利用はまだ多い状況ではありませんが、利用者は時間や場所を気にせずに、必要なときに各種証明書を取得できるなど利便性が向上されたものと考えております。

次に、押尾川部屋大潟村合宿について申し上げます。

大潟村応援大使でもある元関脇豪風の押尾川親方をはじめ、所属力士総勢10名が6月13

日から19日の7日間、大潟村に滞在し合宿を開催する予定となっております。

期間中は、ふれあい健康館を宿舎として、村民相撲場で稽古を実施するほか、稽古見学やちゃんこ会、施設訪問、打ち上げパーティなど、親方の意向もあり地元との交流を重視した合宿内容となっております。

本事業は、押尾川部屋大潟村合宿実行委員会を中心に準備を進めておりますが、村も創立60周年記念事業と位置づけ、支援しながら進めているところであります。村民の皆さまにおかれましても、貴重な機会ですので、ぜひ力士との交流にも参加していただければと思います。

次に、子ども海外交流事業について申し上げます。

7月4日から7日までの4日間、台湾の雲林県立虎尾国民中学校の王校長をはじめ3名が大潟村を訪問します。これは本年2月に、子ども海外交流事業実行委員会の芳賀事務局長、宮田教育次長及び小玉中学校長の3名が、同校との交流実現に向けた協議のため訪問した際に要請し、実現したものであります。

今回の来村の目的は、子ども海外交流事業の覚書の締結と、虎尾国民中学校の生徒が来村した際の村内及び県内の視察先の確認などであります。虎尾国民中学校との交流計画が着実に進んでいることについて、事業主体となる子ども海外交流事業実行委員会の皆さまのご尽力に感謝申し上げます。

村としても、この交流を積極的に支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

はじめに水稻ですが、昨年夏の高温により種子の発芽等への影響が懸念されておりましたが、大きなトラブルもなく、育苗期間を通して好天に恵まれたこともあり、育苗は順調でありました。田植えは強風の日もありましたが、概ね天候に恵まれ、生育は順調に推移しております。

次に、たまねぎですが、暖冬傾向で積雪期間が短く、2月に気温が上昇し株が伸長したタイミングで3月の低温や降雪に見舞われました。多くの圃場において湿害等の影響により、越冬率が著しく低下し、越冬後の株についても乾布病やべと病が多発しており、今後の生育が危惧されているところであります。

次に、小麦ですが、播種後の湿害により越冬前の生育量はやや不足傾向にありましたが、茎数は平年並みに回復しております。また、融雪後の気温が高めに推移したことで幼穂形成が早まり、出穂は平年より5日程度早まっております。出穂後の生育については目立った病害等は見られておらず、概ね順調に推移しております。

次に、生産調整等の取り組み状況について申し上げます。

令和6年の生産調整は、転作の目安面積を4,070haとして、2月に営農計画の受付を行いました。その後の変更も含め集計を行った結果、農家戸数464戸のうち、これまでに365

戸の農家が計画書を提出しております。

作付面積は、加工用米・飼料用米などコメによる転作が3,138haで前年比273haの減、麦や大豆などの畑転作は385haで前年比38haの減、主食用米の作付面積は前年比311ha、約6%増となる5,469haとなりますが、取り組み面積は、6月中旬から行う経営所得安定対策等の交付申請受付により固まる予定となっております。

次に、桜と菜の花まつりについて申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、初めてとなった桜と菜の花まつりは、4月13日から5月6日まで開催され、大型連休中はホテルサンルーラル大潟、多目的運動広場周辺を主会場に様々なイベントが行われました。

今年は4月17日に桜が満開となったことで、桜と菜の花ロードの観光客は大型連休の前の週が多くなりました。また、大型連休中は好天に恵まれ、まつり期間中の来場者は前年比で約3万1千人増の約13万人の方々にお越しいただきました。

次に、6月2日に開催したカタマルシェについて申し上げます。

令和4年6月から実施し6回目の開催となりましたこのイベントは、地域おこし協力隊が主体となり、生態系公園を活用し、地域に元気をという趣旨で始まりました。今では多くの方々に楽しめるイベントになっております。

今回は、鑑賞温室の閉館セレモニーとしての同時開催となり、約3,500人の来場者が村内外から訪れ、いろいろな催し物を楽しんでおりました。

来年度から生態系公園は村の管理となるわけですが、季節ごとの自然と安らぎを与えられ、多くの方々に愛される公園として引き継いでいきたいと考えております。

次に、令和5年度一般会計の決算見込みについて申し上げます。

現在、計数整理中ではありますが、歳入面では、寄附金が当初の見込みより減収となっているものの、村税や地方交付税が当初見込みより増収となっております。歳出面では小中学校の給食完全無償化など子育て支援の充実や、行政事務のデジタル化と村民の利便性向上にむけた各種証明のコンビニ交付など、必要な事業に取り組みつつ、経費の節減と効率的執行に努めたところ、令和5年度の剰余金は、約1億9千万円程度となる見込みであります。

以上、諸般の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第5、議案第36号「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第20、報告第5号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております議案について、順次申し上げます。

議案第36号「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第37号「大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第38号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」については、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第39号「大潟村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案」については、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第40号「村道路線の変更及び認定について」は、村道北1丁目線の一部廃止に伴い、一路線を二路線に分割したもので、道路法第8条第2項及び道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号「工事請負契約の締結について」は、令和6年度及び7年度の継続費事業である大潟村西1丁目地区宅地造成工事について、5月27日に条件付き一般競争入札を執行したところ、

1億109万円で、

男鹿市船川港船川字海岸通り2号6番地2

株式会社沢木組 代表取締役 沢木則明

が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号「普通財産の貸付について」は、北1丁目における集合型村営住宅の建設のため、普通財産の無償貸付について、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号「普通財産の貸付について」は、北1丁目に建設する集合型村営住宅の管理及び大潟村への賃貸のため、普通財産の無償貸付について、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し

上げます。

はじめに歳出についてですが、総務企画課関係では、一般管理費において、大潟村創立60周年記念事業に100万円、企画費において、大学等との包括連携協定事業に60万円、OA管理費において、自治体システム標準化等に伴うシステム改修費用の負担金など2,508万6千円を計上しております。

福祉保健課関係では、戸籍住民基本台帳費において、住基ネットワークシステムの保守に係る経費として95万2千円、老人福祉費においては、介護保険事業特別会計で行ってありました重層的支援体制整備事業交付金に係る予算を国の指導により一般会計において歳入歳出を処理するため、予算の組み替えにより1,220万2千円を増額し、介護保険費において特別会計への繰入金847万円を減額しております。保健センター費では自治体システムの標準化に伴うシステム改修費用として379万5千円を計上しております。

生活環境課関係では、常備消防費に男鹿・湖東地区消防広域化協議会設立による負担金及び事務費81万6千円を計上しております。

教育委員会関係では、事務局費において、英語教育推進事業に77万7千円、子ども海外研修事業に24万8千円、体育施設費においては、スポーツ施設維持管理事業として水上スキージャンプ台補修費用に194万円を計上しております。

さらに、全般的事項として、人事異動等に伴う人件費関連での増減額分を計上しております。

これにより、補正総額は3,606万1千円となり、補正後の予算現額は46億906万1千円となっております。なお、補正の財源は、国庫支出金、繰入金、繰越金及び諸収入に求めたところであります。

次に、特別会計の補正予算案の主な内容について順次申し上げます。

議案第45号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」については、一般会計補正予算案で説明しました重層的支援体制整備事業の予算組み替えにより517万7千円を減額しております。

次に、議案第46号「令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」については、令和5年度の介護サービス収入及び指定管理料の確定に伴い、指定管理者である正和会への過年度分収益還付金として953万円を計上しております。

次に、報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」については、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、緊急に大潟村村税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、報告第2号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に大潟村国民健康保険税の一部を改正する必要性が生じたため専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、報告第3号「令和5年度大潟村一般会計繰越明許費繰越計算書報告」、報告第4号「令和5年度大潟村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告」及び、報告第5号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告」については、令和5年度予算のうち、令和6年度に繰り越した事業費について議会に報告するものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、7日を予定しておりますので、よろしくお願いします。

次に、日程第21、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

4番、菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

通告に従い2点のことについて質問させていただきたいと思いますが、はじめに花いっぱい運動についてお伺いいたします。

今年も住区花壇にサルビアの苗を植える時期になりました。昭和50年には全国花いっぱいコンクールで農林大臣賞、秋田県花壇コンクールでは、毎年のように優秀賞や特別優秀賞を受賞するなど、輝かしい記録を残している花いっぱい運動ですが、近年、多くの方から、サルビアの管理を今後も続けていかなければならないのかという悲痛の声が寄せられております。

この運動が始まった頃は、ほとんどの家庭が同じような生活状況で、入植された方たちが生活環境を良くしたいという新しい村づくりへの情熱もありました。子ども達の情操教育にも大変役立っていると思っておりますし、このまま継続できるのであれば、それが一番喜ばしいことなのですが、村創立60周年を迎えようとしている今、家庭でも高齢化が進んだり、世帯の状況もそれぞれ以前とはだいぶ違ってきており、実際に携わる人も少なくなっているのが実情です。そのため、個人の負担が非常に多くなっているのも、負担感を増している大きな要因だと思っております。

地球温暖化の影響もあると思いますが、今年も昨年と同じくらいの猛暑が予想されており、早朝から夕方まで涼しい時間帯がない中での管理は、体調面でもつらくなるとの声が女性の間から聞こえております。

住区によっては花壇がなく、これまで管理してこなくてもよかったことへの不公平感も背景にあるように感じております。

初夏から晩秋まで、鮮やかな色彩で村内一円に咲き誇る風景は、村民はもとより、訪れる方たちの心を和ませており、村が誇れる風物詩でもあります。同じ住区に住んでいても、親しく顔を合わせる機会はその間に多くはありませんので、花壇の手入れなどでお互いの近況を話すことができる良さもあります。

村の花として定着しているサルビアですが、サルビアにこだわらず、毎年植えなくても景観を損なうことなく、負担感を少なくするような手立ては考えられないでしょうか。

昨年は水不足ということもあり、村からは花壇の水かけへの節水の呼びかけも行われ、仕方がなかったこととはいえ、矛盾も感じたものです。同じ村民として、これまで体験してこなかった方たちも含めて、不公平感をなくした方法で行っていきけるような進め方を真剣に考えなければいけない時期を迎えているのではないのでしょうか。

各住区でも必ずと言っていいほど話題に出ているのが、花いっぱい運動です。村の人口も少しずつ減少しておりますし、共に支え合う気持ちを持つことはとても大事なことです。村を愛し、住み継がれる大潟村であるためにも、負担感を抱えながらの花いっぱい運動を継続していきけるのか、心配です。難しいこととは思いますが、コミュニケーションの大切さを考慮しつつも、花いっぱい運動のあり方について、村長のお考えを伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

4番、菅原アキ子議員の質問にお答えします。

花いっぱい運動に関しましては、ここ数年、各住区の負担感が増してきているというお話は伺っております。菅原アキ子議員のおっしゃるとおり、花いっぱい運動が始まった頃とは村民の置かれている状況も変わってきており、高齢化が進み、若い世代がいなかったり、別居していたりと、家族構成も変化してきています。また、移住者をはじめ、農家以外の方も増えてきていて、生活スタイルも各家庭さまざまです。

そうした事情も鑑み、村といたしましては、花いっぱい運動が始まった当初の規模での活動は難しいかもしれませんが、その住区の状況と実情に応じて、規模を縮小しながらでも運動を継続していく方向でお願いしております。しかし課題もありますので、自治会活動やコミュニティのあり方については、第3期大潟村総合村づくり計画を作成する際に併せて検討していきたいと思います。

この花いっぱい運動は、大潟村の花であるサルビアで住区全域を彩る景観形成と、花を通じて地域コミュニティの結びつきを強め、協働によるまちづくりを進めることを目的としております。

村創立60周年というお話が出ましたが、村創立60周年記念ロゴマークにも村の花であるサルビアの花がデザインとして使用されております。村民が大切にしている村を象徴する

サルビアの花を、今後も絶やすことなく、運動を継続していければと思いますので、皆さんと共に考えていきたいと思いますから、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【４番：菅原アキ子議員】

再質問ではございませんけれども、これからの第３期村づくり計画でも検討していかれるという今の村長のお話でした。

村からいただいていた婦人会への花植えに対する補助金が、昭和57年度から住区に支払われることになって、村全体に広がっていったという経緯がございます。村も考えておられるということでしたので、みんなが知恵を出し合って、前向きに、良い方向に進んでいけたらと思います。

次に、県から移管される生態系公園について、伺います。

令和７年度に生態系公園が大潟村に無償譲渡されることになり、村民や村外の方たちからの関心も高まっております。

令和６年度においては村としての予算措置はなされておらず、令和７年度から正式に村に移管され、管理していく予定であることは承知しております。生態系公園の活用や運営拠点づくりに係る活動など、これからいろいろ準備されていく段階であることは十分理解しております。

県からの生態系公園譲渡の提案は以前からあったようですが、維持管理が大変ということもあり、具体化には至らずにきていたという認識でございました。これまで行われてきた県との協議の中で、条件も含め、村が受け入れの判断をする際に最も重視したことは何でしょうか。また、無償譲渡に至った経緯や、不安を感じておられるかもしれない県内外の方たちに安心していただけるように、現時点での村の方針などについて伺いたいと思います。

無償譲渡されたとはいえ、今後の維持管理には大きな予算も必要になってくるのではと想定されますが、村民の理解を得ることも大切です。その対応はどのように考えておられるでしょうか。

管理主体が県から村に移ることに伴い、熱帯植物などの展示は先月、５月末で終了し、閉園しました。県内では珍しい熱帯植物が美しい姿を見せ、特に神秘的な青緑色の花房をつけるヒスイカズラや、色とりどりの豪華な蘭の花などに魅了され、私も母や妹たちと何度も訪れ、心を癒されてきました。

また、村が行う作業ではありませんが、大きな位置を占めていた観賞温室次第では、来場者にも大きな影響があるのではと懸念されます。協議が行われてきた中で、もし村が観

賞温室を管理していくことになった場合、県からの支援の申し出などは行われたのでしょうか。参考までにお聞かせいただければと思います。

県から大潟村に移管されることになった生態系公園に寄せる思いが丁寧に綴られたお手紙が、3月に私のもとに送られてきました。その文面には、これまでご自身のオアシスとして足しげく通って来られた生態系公園への愛着が満ちあふれており、ご自身のみならず、他の方々の胸中をもひしひしと感じさせられるものでした。この切実なお気持ちをぜひ知っていただきたく、拝読させていただくことをお許し願いたいと思います。

《手紙を朗読》

大潟村観賞温室に憩いを寄せて

私は能代市二ツ井町に住む者です。古希を過ぎて様々なことから手が離れ、一抹の寂しさも感じるこの頃です。

以前から大潟村の観賞温室、道の駅、菜の花ロードなどへ足を運んできました。特に観賞温室は大好きな場所です。時々、新聞やテレビで情報があり、ヒスイカズラなどの珍しい植物が紹介され、そのたびに行けるときは、花好きの姉とお互いに誘い合っていて出かけていきました。

でも今年に入り、鑑賞温室が県から村へ管理を譲渡するということを聞いて、5月いっぱい温室の公開を中止するとのこと。予算面などいろいろ大変とは思いますが。温室の花々や木々はどうなるの。植物も生きていて命ある生きものと思い、居ても立ってもいられず、3月のある日に出かけ、いろいろ写真に収めてきました。でも自分の中で整理できず、この思いをどうしたらよいものか。こんなことを思っているのは自分達だけだろうかと思い、書いています。

以前から観賞温室には元気をもらい、出かけるたびに気持ちがリフレッシュして、姉と一緒に「良いところだね。また来よう」と言いながら今に至っています。

どこよりも観賞温室の花々は元気で、花々に愛情が行き届いているなと思っていました。今まで思ってきたことは、入館料を取ってもよいのにと、花苗や鉢花を販売したらよいのになど思ってきました。でも、やはり通い続けられる施設がベストだと思います。

近くにブルーメッセなどもあり大変かとは思いますが、何か維持していけるよい方法はないのでしょうか。水やりや草取り、枯れた花々などの手入れなど、手伝えることがあったらやりたいと思っている方もいるのではないのでしょうか。いると思います。

どうか今までと同じく観賞温室が見学できるようにご配慮をお願いしたく、手紙を書きました。

よろしく願いいたします。

《手紙朗読、ここまで》

このように綴られておりました。

これまで生態系公園を愛してこられた方々のお気持ちに寄り添い、引き続き、愛される生態系公園の運営に生かしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、5点についてお伺いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

生態系公園を含む旧農業研修センターについては、秋田県より譲渡の提案を受け、令和元年度より本格的に協議を重ねてきました。村では将来の財政状況も考慮したうえで、旧農業研修センター本館を除いた生態系公園と、旧農業試験場生物工学部の土地及び建物について無償譲渡を受ける方針になったことは、昨年9月の定例議会で申し上げたところであります。

そこで、1点目の受け入れに際して最も重視した点については、将来にわたって村の財政を健全に運営することと、譲渡を受ける生態系公園の適切な利活用の両立を図ることとあります。生態系公園全体を村が引き継いでこれまで同様に利活用していくには、敷地内の施設の維持・更新に多大な費用がかかると見込まれます。そういった観点から先ほど述べました範囲での譲渡を受けることとしたところであります。

次に、2点目の現段階での村の方針についてですが、村に譲渡された後、10年間は県が定めた生態系公園等の設置目的や理念である農業への関心を高める体験や研修、交流機会の提供、幅広い年齢層が集うレクリエーション活動、健康づくりや文化活動など、多様な事業や活動の拠点として使用していく考えです。

秋田県の代表的な自然植生を再現した生態系公園の野外部分の維持管理と利用者に対する適切なサービスの提供など、多くの方々に利用していただきたいと考えております。

3点目の譲渡後の生態系公園の維持管理についてですが、現段階では、野外公園の樹木管理や草刈りなど、環境整備を中心とした維持管理を想定しております。また、観賞温室のガラス温室については、県において令和7年度に雨漏り修繕工事を行った上で村に譲渡されますので、実際の活用は令和7年度後半になる見込みです。

また、具体的な維持管理の範囲や経費については、県や現在の指定管理者の助言をいただき、財政的に健全かつ継続可能な利活用ができるよう検討しているところでありますが、菅原議員ご指摘のとおり、村民の理解を得られるよう施設の維持に努めてまいります。

4点目の観賞温室の今後の活用についてのご質問ですが、観賞温室は年間を通して、熱帯植物など様々な草花を観賞できることもあり、議員のおっしゃるとおり生態系公園の中でも大きな存在です。しかし、一方ではその維持管理には大きな財政負担が伴い、先ほど来申し上げておりますとおり、村財政との両立という点において現状維持は困難であります。

すので、ガラス温室単体としての譲渡を受け、希少な展示植物については、県において県立農業科学館やブルーメッセあきた等に移植される計画となっております。このように県が観賞温室の維持を支援することはありません。ガラス温室については、交流・研修機能を担う場所として多くの方に利活用していただけるように活用したいと考えているところです。

また、生態系公園の活用ということで、地域おこし協力隊が着任しております。先週のカタマルシェも盛会でありました。

今後も村内外の方々が集えるよう共に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【４番：菅原アキ子議員】

今まで、先ほども申しましたように、県からの提案はやはり財政的に無理だということではなかなか受け入れがたいということは、長い期間そういう経緯があったということは十分承知しております。

先ほどの中で、例えば観賞温室ですね、もし、もうこれは決定ですので決まっていることは十分わかりながらも、その協議の中で生態系公園の観賞温室をもし村が引き受けてくれればということで、県からの支援の申し出とか、そういうことがあったのかどうかということで、先ほど参考までにお聞かせいただきたいということを言ったつもりなのですが、そのことに関してもう一度お願いできますでしょうか。

それと、10年間という期間の中で限定されていることも十分わかります。その活用が村にとってプラスにならなければ、何のための譲渡だったのかということにもなりかねません。村の負担が大きくならないように、村民や村外からの多くの方たちがこれまでのように憩える公園であってほしいと思います。

先ほど、そのためには、これから村も協力隊の方たちとか、いろいろな意見とか、思いとか、継承してつくっていくことだと思うのですが、その有効活用ということで今現在カタマルシェでも大変有効に使われているということは十分承知しておりますけれども、現在、まだ時間がある中で、これから決めていくことではありますけれども、村が考える有効活用という点で、まだ何か考えているようなことが、もし、現段階でわかっているようなことがありましたら、お聞かせいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず、観賞温室の植物を継続して公開するということについてですが、県ではそういったことの支援はしないということで、全て県としては譲渡して、それで終わりということ。建物自体もそうですので、村としては旧農業研修センターはまず受けないということにしましたのは、そういうことからです。

温室についても、展示植物は展示している部分ですが、バックヤードというものがある、展示植物の3倍ぐらいの植物を管理して、常に花が咲いている状態を保っているという、非常に大変な維持管理で、生態系公園の維持管理費の多くがハウスでの展示のためにかかっている状況です。そういったことから、村としてはそういった技術者もいませんし、植物を年間を通して育てて、暖房費もかけたり、また常に今のように展示することはまず不可能だということで、中の植物は全部撤去していただくということで、県の方もそれを了承しています。ただ、ガラス温室自体は今後も活用していきますので、県として雨漏りの補修はしてくれるということになりました。ですので、村としてはあそこが雨よけの広い施設になりますので、いろいろなイベント等に活用していきたいと思っています。

また、今、屋外の部分については、秋田県のそういった自然の植栽を観察できたり、または散歩できたりというようなことで、村民もよく散歩していますし、そういうように使いながらも、先ほど申し上げたように、地域おこし協力隊の方がまずこの生態系公園の活用ということで、専属で頑張っていくこととしていますので、共に協力しながら生態系公園を盛り上げていければと思いますし、その折には村民の方々からもいろいろな活用のアイデアがあればそれをできるものは活かして一緒に取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、9番、齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

9番、齊藤知視です。

通告に従い、2点質問させていただきます。

1点目ですけれども、カスタマーハラスメントへの対応についてということで、昨今、自治体の職員がカスタマーハラスメントの被害に遭うケースが増えているということで、特に窓口業務ですとか電話対応において、この問題が非常に深刻化しているという状況で

す。自治体でのいろいろなカスハラの実例として、窓口での過度なクレーム、不当な要求など、そういうものが結局、職員に対して大きなストレスを与えるのみならず、業務に支障をきたす、そういうこともあるようです。このような状況が続けば、仕事への意欲の減退や、精神的に問題が出てくるということが懸念されるというよりも、これは全国的にはこういう状況になっているということです。

自治体の職員として、村民への丁寧な対応、これはもちろん基本ではありますが、このハラスメントへの対応、これが重要な課題となる中で、研修あるいは対応マニュアルの作成等々、これは早期に取り組むべきと思いますけれども、村の対応、現状について質問いたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の質問にお答えします。

カスタマーハラスメントをはじめとしたハラスメントへの対応については、村としても重要であると考えております。

公務部門におけるカスタマーハラスメントは、「職員が担当する行政サービスの利用者等からの言動で、当該言動を受ける職員の属する省庁の業務の範囲や程度を明らかに超える要求をするもの」と定義され、これらに関する苦情相談があった場合には、組織として対応し、その内容に応じて迅速かつ適切に職員の救済を図ることが、令和2年4月に制定された人事院規則で示され、併せて総務省通知により、地方公共団体においても必要な措置を講ずるよう求められております。

これを踏まえ、村では令和3年4月1日付けで「ハラスメントの防止に関する指針」を制定いたしました。この指針は、職員間に発生したハラスメントを対象とするだけでなく、職員と当該職員が職務で接する者との間に発生したハラスメントも対象として運用しており、職員に対して周知を図っているところです。

一方で、村の指針にはカスタマーハラスメントの具体的な定義や、ハラスメントへ対応するための判断基準などの規定はありません。これまでは、村の行政サービス利用者等から職員に対し、極端な不当要求があったとの報告はありませんが、昨年11月に秋田県内の自治体に対し、クマ駆除に対する抗議電話が多数寄せられた事例からみても、カスタマーハラスメントの定義を具体化し、当該事案が発生した場合において、組織として対応し、迅速かつ適切に職員の救済を図ることが必要と考えております。

また、職員に対しては、市町村等合同能力開発研修等において実施される、クレーム対応や説明力向上等を目的とした研修の受講機会を設けております。こうした研修を活用し、行政サービス利用者等から極端な不当要求があった場合の対応だけではなく、法令や事実等をわかりやすく説明するスキルを身につける機会としていただきたいと思います。

引き続き、行政サービスの向上に努めるとともに、全ての職員が個人としての尊厳が尊重され、働きやすい職場環境の確保に努めてまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

村民の方は皆さん常識的な方ばかりですので、そういう無茶苦茶なハラスメントは無いと思いますけれども、ただ、電話などで延々と1時間近くも喋り続けたり、職員としてはこちらから切るわけにいけないので、まずその方の話が終わるまでやはり聞かなければならない訳ですよ。そうすると当然業務にも影響が出ますし、中にやはり「村民が主人公なんだから職員は村民の言うことを聞け」みたいな感じで言ったということもちょっと聞いたことがありますけれども、そういった場合に個人での対応というのはなかなか難しいので、やはり村全体として、こういう場合にはどうするということがやはり必要になると思いますし、実際にそういうことがあった場合に、庁内ではどういった形で相談なり、上司に報告しているのでしょうか。それに対して上司はどう対応しているのか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再質にお答えします。

まず、庁内での、職員の上司への報告や、どういう対応をしているかということですが、まず最近という言い方もどうなのかですが、まず極端なそういった事案は今、無いような状況です。ただやはり窓口での対応の中で、職員がそこにいますので、他の職員も、その中で上司は当然そういう現場を見ているので、必要な場合は上司が出向いて対応を引き継いだり、そういったことをしております。

またそうではない、見えない場所で仮にそういう事案が発生した場合も、それに接した職員が上司に報告するようというところで、一応そうしたことも話をしておりますし、今の段階ではそうしたハラスメントによる職員の個人的被害ということはないような状況ですが、先ほど申し上げたように、一応村としても対応はしていますが、細かい判断基準とか規定についてはまだしっかり定められていない部分があるので、今後、他自治体の事例も含め参考にしながら、職員がより対応しやすいような規定、マニュアル化というか、そういったことにも努めていければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

再々ではないのんですけれども、いずれもハラスメントの場合には、パワハラもそうですけれども、やはり、例えば上司が指導ですとか助言を言ったつもりが、受け取り方によってそう感じるとか、カスハラでも、村民がまず普通の要望しているつもりでも、受け取る側にとっては度を越えたといいますか、ちょっとできるような要望ではないなというふうな受け取り方がありますので、やはり非常にその判断基準は難しいと思いますけれども、いずれ、健全な状態で職員の皆さんが仕事ができるように、対応をしっかりとやっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

農家の減少が将来に及ぼす影響についてということで、今年で創立60周年を迎える村も、農業情勢あるいは社会構造の変化によって大きく様変わりしてきております。

年に10人程の新生児、それから40%に迫る高齢化、加速する農家数の減少など、まず今後の村の将来が大きく変わる状況となってきました。

これらの課題につきまして、村もできる限りの対応・対策を講じている訳ですけれども、やはりこの変化のスピードが速すぎて、十分に効果が出ていないのではないかと思います。

特に農家の減少、これは農地の引き受け手が存在するうちは対応できる訳ですけれども、当然それにも限界があり、いずれ遊休地が生じることも懸念される。また人口の減少によって、学校の複式学級化あるいは他校との統合はじめ、村の自治会活動の停滞あるいは村内の多くの事業所に及ぼす影響などが考えられます。

村の存続は、主産業である農業の安定的な発展にかかっていることを念頭に、農家数の維持を柱とした政策がますます重要になってくると思いますけれども、村の考えはどうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の質問にお答えします。

3月定例会でも説明しましたとおり、大潟村の農家戸数はここ10年で急激に減少しており、令和6年4月時点で464戸となっております。

昨年、これからの大潟村の農業を考えるため、地域計画策定に向けたアンケート調査を実施したところ、84.6%の農業者の方々から回答がありました。アンケート結果によると、5年以内に離農若しくは規模縮小を考えている農家が17戸、10年以内に考えている農家が更に8戸となっております。加えて、経営主が若い、子どもがまだ幼い、といった経営体も含まれますが、後継者が決まっていない農家が50戸という結果も出ております。

離農の主な要因である、後継者、担い手の不足は、米価の低迷や資材価格の高騰により、

農業を取り巻く情勢が厳しくなっていること、また、子どもたちの適性を尊重し、職業の選択の自由が広がってきていることなどが根本にあると考えられます。最近では離農による集約化・規模拡大が少しずつ進み、経営の形態も変化してきておりますが、後継者を確保するためには、大潟村での農業が利益を充分上げられること、やりがいがある仕事であることが重要であります。

村としても、農業所得の確保を目的とした、麦・大豆への助成、高収益作物の生産販売に係る各種支援、秋田県立大学・J A大潟村等と連携し、後継者や若手農業者の育成を目的に営農指導や経営改善、研修支援等を行っております。また、国・県の事業も活用しており、経営所得安定対策等の交付金助成、機械導入の支援、生産基盤を強化するための国営かんがい排水事業等、農家の方々へ直接的な農業所得の支援と営農環境の整備、両方の側面から支援を行っております。

今後も農家戸数を維持していくため、既存の15ha規模の経営体においても高い収益が見込める高収益作物の推進や、規模を拡大した大規模経営体など多様な経営体に対応した各種施策を展開し、持続性のある活力ある農業の産地づくりを後押ししてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

高橋村長が村長に就任してから、まず様々な農業に対する対応、政策をやってきていますし、やはり農家数をまずなるべく減らさないということを第一に考えて今までやってきた訳ですけども、先ほど村長がおっしゃったように、確かに減少のこの要因といいますか、それはやはり様々なことがありまして、もちろん1つ、2つのことではありません。それぞれがやはりいろいろな課題を抱える中で、最終的に離農というような判断を下したという中で、大潟村はこの先どうなるのだろう、このまま人口なり農家数が維持できるのか。今の状況を考えれば、人口も相当減るだろうし、それからやはり農家数もどうしても減るということになれば、当然、自治体の維持自体も非常に難しくなり厳しくなるという中で、村長がこの村づくり、農業を含めて一番大事だと思っていること、それができているとご自身で思っているのか。そこをご自身の見解をお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再質にお答えします。

まず大潟村は、まさに農業の村であって、農業が基幹産業であり、その上にいろいろな

サービス業であったり、販売であったり、また最近は食品加工というような産業が成り立っています。やはり基本は農業生産ですから、そこがしっかり継続されていなければいけないと思っていますし、現段階においてはしっかりその継続はなっているのですが、その中身が多様化してきているという状況です。残念ながら、やはりそういった多様化は止められないというか、今後もなっていくだろうし、規模の大きい農家が増える一方、15ha規模であったり、もしかするとそれより小さい農家も当然共存できる形をしっかりと取っていききたいと思っています。

また、ちゃんと経営が継続できていれば、今は後継者がいないのだけれど、将来的にまた息子なり娘なりが帰ってくる場合ということも当然あるわけで、現実にはそういう農家もたくさんいます。場合によっては兄弟で営農したりとか、また法人化した場合には当然、職員として法人を継続していくということも今後、出てくるのではないかなと思っています。

いずれ、しっかりした生産基盤を、今土地改良事業で行っていますが、生産基盤を維持しながら、その上で農業が継続されていくことをやはり最も大事にしていかなければならないし、今後ますます多様化する中においても、規模の小さい農家も、15ha経営も、大規模経営も、ちゃんと共に経営として成り立っていく、共存していく、そういったことを今後も目指していきたいなと思っています。

いずれ、国でも農業基本法の改定の中で、食料安全保障というものを非常に今回は重視した内容になっていますので、農業ということは引き続き日本にとっては非常に重要な産業でありますし、その全国のモデル農村として誕生した大潟村ですから、今後も農業においては先進的な取り組みで本当に活力ある産地を目指していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

いいえ、ありません。これで終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

はじめに、総合中心地内の移動手段について、三種町が行っている「ふれあいバス（ワゴン車）」のような事業を実施できないか、質問いたします。

三種町役場に問い合わせたところ、元小学校単位の地区ごとに共助団体があり、共助団

体に町から委託料を支払っているとのこと。ドライバーの確保などは、共助団体が行っています。土日祝日、バスはお休みで、車両は町からの貸し出し、管理者には月2万円、ドライバーは基本1日8千円プラス距離加算と手当です。ガソリン代は実費が委託料に含まれています。乗降はフリー乗降で、シルバーカーも折りたためるものであれば、ドライバーに相談してくださいとのこと。地区によって違いますが、1日4便から12便あります。

森岳地区はタクシーを利用しています。車両はワゴン車で乗り降りしやすい車両です。先日、鹿渡駅前から乗車してみました。ワゴン車なので本当に乗り降りは楽でした。各集落に入っていって、Uターンして元の道に戻るなど、集落を網羅して走らせていました。スーパーでは駐車場に入り、正面の入口近くで乗降できるようです。手を挙げれば、どこからでも乗車でき、家の前で降ろすこともあるそうです。鹿渡駅前に到着したときは、他の上岩川地区のワゴン車や鯉川地区のワゴン車が停まっていた。各地区を結ぶ巡回バスも近くに停車していて、こんなに多くのバスが運行されていることに驚きました。この日の運転手さんは月曜日担当ですとおっしゃっていました。今回乗車した鹿渡地区は、午前2便、午後2便の1日4便でした。

このように、三種町ではきめ細やかな工夫をされたバス運行がされています。村でも社協やNPO等への委託など、工夫した事業ができないでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

三種町で行われている「ふれあいバス・巡回バス事業」については、町内の公共交通機関の再編・廃止に伴い、小学校単位の広大な交通空白地域を解消するため、住民や地元業者などが協力し合い、住民共助の組織を立ち上げ新たなコミュニティとしても機能している取り組みだと伺っております。

対しまして、大潟村はご存じのように小中学校をはじめ、商業地や住宅地が全て総合中心地にあり、生活に便利な配置となっております。

村におけるこれまでの移動手段に関する事業としましては、1つめに免許返納者や通院・通学のため村外へ外出する際の広域マイタウンバス14便運行、また総合中心地内での移動は、マイタウンバスの空き時間を活用したマイタウンバス村内循環線の2便運行の事業を実施しております。また、3つめには社会福祉協議会へ委託している生活支援体制整備事業の中で、平日の9時から16時の間で、3日前までに予約をいただくことにより、片道50円で自宅前から目的地まで移動できる村内おでかけサポート事業、4つめは村外の病院への通院において自己負担が3割でタクシーを利用できる通院サポート事業を行っております。さらに5つめとして、大潟村じん臓機能障がい者等通院交通費支援事業として、じ

ん臓又は身体機能に継続的な通院治療を施さなければ生命にかかわる障がい有する方を対象に、通院距離に応じて年間18万円までの扶助を行っております。

なお、社会福祉協議会では、先ほど紹介した移動事業の利用促進と併せ、運転ボランティアの募集に努めていますが、現在はほぼ社協職員が対応している状況で、また利用人数を鑑みますと、定期運行の増便は空車運行が多くなることなどが懸念されます。

今後につきましては、先端技術の進展に注視し、引き続き、社会福祉協議会と連携し取り組んでまいります。また、住民や企業主体による共助団体的な組織からの提案があれば、車両や燃料など今後の事業化ができないか、共に考えてまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

これまでも同じような質問を何度もしてきていますが、令和3年12月24日に村長に宛てて、大潟村生活支援体制整備協議体から要望書が提出されています。高齢者の外出手段として、定期的な住区内巡回型移動支援の実施を検討していただきたいとの要望です。村内お出かけサポートは利用者が増加していき、今以上に増加した場合、人員や車両の確保が難しく、継続できなくなる。高齢者が安全かつ気軽に利用できる住区内巡回型の移動支援の実施について早急に検討されるよう要望いたします、という要望書です。そのことの回答としましては、検討されていくという、これは今の宝くじでのワゴン車が入る前でしたので、コミュニティ助成事業や福祉車両の整備を申請しておりますという要望への回答ですが、「事業が採択されましたら社会福祉協議会と協議の上、オンデマンド型サービスの拡充について検討してまいります。検討にあたっては先進地域の事例等も参考にし、村に即した支援体制の確保に努めてまいります。」という福祉保健課の回答ではありますがこの要望書を提出したときというのは、生活支援体制整備事業協議体の中で話し合われた要望であります。その要望、生活支援体制整備事業協議体の中に役場の担当の課も入っております、出席されていき、その中でこの要望書を出していこうということで決まったことでもあります。ですので、社会福祉協議会としては、これ以上、村内お出かけサポートの利用者が増えた場合、社協として対応は難しいということですので、こういう要望書が出たわけなんです。ですので、村内お出かけサポートの利用者が増えることは大変良いことですので、積極的に高齢になった方などが利用できる訳なんです。ですので、活発に活動できる、自分の趣味であったり、体操であったり、そういうことは高齢者にとって大変重要なことなんです。ですが、社協としてはこれ以上増えた場合、対応が難しいという要望書ですので、そのことに対して一体どのように考えていくのかということで、できればワゴン車で村内での循環、前から何度も話をしていますので、今の循環バスでは乗り降り

が難しいお年寄りも多いですので、そういうお年寄りから要望されているわけです、ワゴン車での循環を。ですから、そういうところに対して本当に困っている人たちが、そういう乗り降りしやすいワゴン車、定期的に循環してくれるワゴン車のような乗り降りしやすい乗り物での定期運行を要望されているわけですので、そういうことがいつまでたっても実現しないわけですが、そのことによって、やはり高齢者にとっては外出がなかなか難しい、そしてまた家族の協力が得られない場合、村内お出かけサポートの利用可能というようなこともあったと思います。ですが、定期的に巡回しているのであれば、そういうことも気兼ねなくいつでも利用できる訳ですので、そういうことの実現が、早急に実現されることが高齢者にとってもこの村に住み続けられることになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず、村ではそうした要望を受けて、令和4年にワゴン車を導入しております。お出かけサポート事業は、家の前まで迎えに行き、行きたいところに降ろして、また家の前まで送り返すと、そういった細かな事業をしまして、利用者も延べ385人になっている状況です。ですので、村はまず定期運行を細かく、村内全ての住区に細かく回るといって意外と時間がかかって、かえって無駄が多いように思いますので、このお出かけサポートという仕組みはいいと思います。ただ、先ほど述べたように、実際の運転は社協職員がやっている状況でして、ボランティア登録もあるのですが、なかなかうまくかみ合っていないとか、実質は社協職員が運転をしている状況であって、もっとこれはボランティアの方々が増えて、しょっちゅうその利用に応じることができればさらに利便性が増すかと思いますが、今のところ私の知る限りでは、お願いしたけれど来られないようなことというのは聞いていませんので、今は社協の職員がまず頑張っている状況かと思います。

村の場合、マイタウンバスでの2便の村内循環に加えて、このお出かけサポートがしっかりしていますので、それで今の段階では対応できているのかなと感じていますが、ただ、できれば社協の職員がその運転するのではなくて、ボランティアの方々にやってもらうことができればさらに細かな対応ができたり、3日前の予約は運転手の確保のために3日間の期間があるので、そこがもっと、何というか、前日の利用の申し込みでも対応できるようになったりとか、そういったことに繋がっていくのではないかなと考えますが、いずれ今後も社会福祉協議会とも連携しながら、そうした運転手の充実を図りながら取り組んでいければと思いますし、先ほども申し上げたように、今いろいろな形で自動運転のそうしたシステムの導入などなっていますので、そうした先端技術にも注視しながら、より利便性のある形でやっていけたらと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

ボランティアは最初、当初十何人いたでしょうか。10人くらいいたのかな。もう本当に減ってしまっていて、手を挙げてくださる方がいらっしゃるかどうか。本当に責任のある仕事ですので、それをボランティアでということは、前にも話しましたが無理があるのではないかと思いますし、こうやって要望書を出しているというのは、もう社会福祉協議会では大変負担が大きくなっているということの表れでもあり、担当課としてもそれを分かっていることで、その生活支援体制整備協議体の中で、そういう要望書を出しましょう、村に対して、ということで出している訳です。にもかかわらず、同じような回答であるとすれば、これは本当に高齢者にとってもなかなか使いづらい仕組みでもありますし、村長のお話では使いやすいとは言いますが、家族がいる方で家族の協力が得られない方というような規定もある。それはどうしても、回数が増えれば増えるほど社会福祉協議会の負担が増えるので、社会福祉協議会としては誰でもという訳にはいかないの、そういうふうな規定というか、説明の中にそういうことがあったと思いますが、そういうこと全般を考えても、住みやすい村となるには、三種町ではこのようにきめ細かくやってくださってるのだということがわかって、こういうことが村でもできないはずはないと思うのですが、今の村内お出かけサポートが本当に使いやすいものであれば、これがどんどん使われていくと今度は社会福祉協議会の負担が大きくなる。そうなった場合はどうするのか。

また自動運転といっても、今困っているのに、一体、自動運転の車がいつ実現するのか、そういうこともわかっていない。今、困っているのですよ。ですので要望が来るわけですが、こういうことを本当に不安に思っている高齢者の方が多くて、「今度免許の書き換えがあるのだけれど、免許の更新をどうしたらいいか。」「もう車が運転できなくなったら、本当に不便になるということはわかっている。」「趣味で出かけたいたいのを家族に頼んで送ってってもらえるか。仕事とか会議とか、どうしても出なければならないことであれば家族に頼みやすいけれど、趣味で出かけたとかということで、家族に頼めるか。」家族に頼めない場合は、お出かけサポートを利用してくださいということにもなるのかもしれませんが、そういうことでなかなか利用がためられる高齢者もいるわけです。趣味の多い方であれば、本当にたくさんの趣味を持っていたけれど、もう車が運転できなくなったらその趣味にも出かけられないような状況にも陥ってしまって、こういうことになるのかということが実際自分の身に起こってはじめて、こんな村だったのかというような声がたくさん聞かれるわけです。ですので、ちょっと前は午前1回、午後2回の循環バスが回っていたのが、もう午前1回・午後2回から、午前1回・午後1回になっ

ている。そしてまた、そのまたもっと前であれば、温泉のマイクロバスが各住区ごとに回って歩いてくれていた。かえって不便になっているのですよね。移動手段としては、お出かけサポートはいい仕組みかもしれませんが、利用するお年寄りにとってはなかなか難しい。だから、なかなか運転を止めるという決断することがなかなか難しい。ゆっくり走っている車が結構村内で多く見かけられますし、また方向指示器を出しっぱなしだったり、方向指示器を出さないでも直進してくるとか、そういうようなことにもなってきて、村でも交通事故が増えているので気をつけてくださいという防災無線での呼びかけもありましたけれど、なかなか車の運転をやめたくないという高齢者が多いわけです。高齢者の運転寿命を延ばす取り組みもやっていますので、それはそれでいいことだとは思いますが、本当に困っている人たちが要望している、乗り降りしやすい車で巡回してもらえないかということがなかなか実現してもらえないという実情な訳でして、この担当の課が入った生活支援体制整備協議体から出された要望でもありますので、その辺のことも考えていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

まず、先ほど来申し上げておりますが、そうした要望を受けてワゴン車を導入して、今そのワゴン車で運行しております。村内の定期運行は1日2便ですけれども、三種町の方は、村内といっても広い範囲の中で4便とか、まずそういうことですので、村のように家までお出かけサポートで迎えに行くような事業はないと思いますけどね。これだけ丁寧にやっているのではない。ただ残念ながら、先ほど来言っているように、社協職員で今は対応しているので、できればボランティアの方にも協力いただいて対応できれば、もっといろいろな活力が出るかなと思いますが、ただ、今段階で、要望したけれどいっぱい来られないとか、断られているようなケースは私自身は今聞こえていけませんので、しっかりやっていると思いますし、また今、運転寿命を延ばす取り組みも実際していますし、いろいろな趣味やボランティアの活動も、やはり運転できる人もいますので、近所で一緒に行きましようかということがあっていいと思いますし、実際そういう活動されているとも聞いています。ですので、お互いに協力し合う、そういった雰囲気づくりもいいのではないかなと思いますが、あくまでも他人にそういったことをお願いするだけではなくて、共に支え合ったり、特に家族でそういったことはあっていいと思いますけれど、そういったことができない方々にやはりお出かけサポート事業をやっていますので、まず狭い村の中で、一緒に趣味の活動をするのであれば互いに支え合ったり、そういったことも含めて取り組んでいければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ここで、休憩いたします。

(午前11時58分)

(午後 1 時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

三村さん、2 番目の防災林についての質問に移ってください。

【3 番：三村敏子議員】

では、次に防災について質問いたします。

村では大潟村森林整備計画書が令和 3 年 3 月に出されています。計画期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和15年 3 月31日となっています。また平成 8 年、暴風保安林に指定され、治山事業等により、防風林の造成が図られています。

これまで台風による倒木、近年は急激に松くい虫被害が広がっています。

①防災林整備計画検討会が令和 5 年 2 月に開催され、現状と課題、今後の展望などについて検討されましたが、計画や方針策定に向けて、現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

②これまで防災林でも、大きくなり過ぎるなど危険と思われる木は、住区内等危険木伐採事業により伐採しています。伐採後は景観も変わり、風などによる影響も変化したかと思いますが、伐採後の跡地に植林してほしいとの住民からの要望はあるのでしょうか。

③60周年を迎えた村の自然環境も、村ができたころの植物が何もなく、風が吹くたびに砂に悩まされていた頃とは違い、緑に覆われ自然環境が大きく変化している中、防災林が不必要な場所や、必要であっても 1 列や 2 列など、これまでよりも本数を少なくすることも考えられるのではないのでしょうか。

④防災林は住民の毎日の生活の中に、安らぎや潤いを与えてくれている大切な木々です。防災林整備検討会での今後の展望としても、住宅地内は景観を重視した花や緑がきれいなものとなっています。そういうことですので、住区ごとに話し合いの場を持ち、どのような樹種をどのように植えるかなどについては、十分な時間をかけることが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

1 つめの防災林整備計画検討会についてですが、平成14年度に策定した整備計画をもとに、今後の防災林の方向性について、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 3 回開催し、協

議しております。

14年度に策定した計画においては、幹線道路沿いは県の保安林であることから県が大潟村の土壤に適した樹種を試験栽培し、現在、ヤチダモ、ハルニレ、ケヤキを治山事業により植栽しております。また、総中内の防災林においては、植樹してから50年以上経過し、ポプラ等の高木化による倒木の危険性、松枯れ被害拡大による防風・防雪機能の低下、枝葉の飛散による建物への被害が課題となっております。現在、危険木や松枯れの被害木は、補助事業を活用して伐採している状況であります。

防災林整備計画検討会においては、東京農業大学の入江教授に大潟村における防災林のマスタープランを示していただきました。マスタープランでも、幹線道路沿いはこれまでどおりの樹種を植栽してもらい、住宅地等においては黒松を活かしつつ、新緑や花、紅葉の楽しめる樹種への林種交換の提案がありました。委員からは、今後植栽するのであれば、下刈りしやすく費用の掛からない樹種、景観が良く大潟村の土壤にあった樹種を植えて欲しいとの意見がありました。今回の検討会は防災林の方向性について意見をいただくためのものでありましたので、6年度の会議開催はありませんが、会議の中で出された内容を参考に、今後樹種を選定していきたいと考えております。

2つめの住区の伐採事業ですが、高木となり、倒木したときに住宅への被害を及ぼす恐れがある危険木や、電線への支障となる木を伐採する目的で、令和4年度から11年度まで年次計画で実施しております。住区からの植栽の要望は今のところありませんが、墓地公園の松枯れにより伐採した場所については、今後、墓地管理委員会と樹種を協議して、県の補助事業を活用しながら植栽を進めてまいりたいと思います。

3つめの防災林を1列・2列にすることについてですが、村の開村当初は、樹木や雑草がなく、防風、防砂を目的として植林してきました。今は、植林した木が成長し根が張り、下草が生い茂り風砂の発生は感じられなくなりました。防災林の本数を減少すると、管理する経費の削減や乗用での草刈りがしやすいといったメリットがあるかと思います。しかし、防災林の本数を減少すると、防風機能の低下が懸念されます。そのため、今後植栽する場合には、その場所に応じて本数等を考え、実施したいと考えております。

4つめについてであります。三村議員の質問にあるように、樹木は毎日の生活に安らぎや潤いを与えてくれます。そのため、先ほどもお答えしましたが、特に住宅地内においては景観を重視しつつ、植栽した樹木により安らぎが得られ、また季節により楽しませてくれるような樹種をいくつか選定して、住区のご意見をいただき進めていきたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

検討委員会の中では病虫害に強い木ということも入っていたと思います。

墓地公園に関してですが、これはやはり村民の方からも、どうなるのですかという声があります。墓地公園が非常に素晴らしいので移住したという方の声もありました、以前。ですので墓地管理委員会で話し合われるということではありますが、そういうときでも村民の声を聞く機会というか、広報おおがたに載せるのでもいいですし、何か意見がありませんかというような配慮をしていただけたらいいかなと思います。

その本数に関してですけれど、私、必要でなくなっている所もあるのではないかと、西風が強いので西側は必要でも東側に関しては、必要ないのではないかと思います。自分で考えるにあるのですけれど、そういった本数とか、そういうプランを村が立てたときに、樹種に関してですけれど、こういうプランを考えていますという案を提示しながら、各住区か、何丁目ごとかわかりませんが、1回でも、最低1回でも話し合いの場を設けていただければと思います。

また、6年度の防災林整備計画の検討委員会がないという今の答弁だったかと思うのですけれど、この話し合いの中で、今、クマが大潟村にも入ってきていますので、低木の木が密集すると見通しが悪くなるので低木の木はどうかとか、それから実のなる木はやはりクマが入ってくるのではないかと、そのようなお話もあって、その後、どんなふう to 検討されているのか。検討されてこうなったということになると思うのですけれども、そういうところをもう一度、もう1回は6年度検討委員会が必要ではと、私はあるものだと思っていましたので、必要なのではないのでしょうか。本当に木は植えて、植え替えるということはもうめったにありませんので、植えてしまうと何十年とその木を育てていくことになりますので、時間をかけて、村民もこういうふうにやってもらってよかったねというような、村民の納得がいくというか、納得というよりも、よかったね、いいな、というような防災林になってほしいなと思っていますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず村では現在、危険木などの伐採を年次ごとに進めて、11年度までを計画しています。ですので、先ほど申し上げたように、墓地公園についてはまず来年度事業でやれればと考えていますが、他の地区については、まずは危険木対策を進めながらいきたいと。現在、今の段階では、そうした危険木対策をした地区からの植栽の要望は出ていない状況ですので、それが終わって、次をどういうふうと考えていくかというための下準備ではないのですけれど、ちょっと考えを整理するためにこの検討会を開催したところです。その中でも、先ほど申し上げましたように、特に総合中心地内は景観を重視した樹種であったり、管理

しやすい樹種ということの意見が出たところで、またクマの出没があるので、実のなる木でないとか、あまり茂みで見通しの悪くならないようなというようなことも意見として出されました。今後、植栽を進めるにあたってはそうした意見も踏まえながら樹種選定をしていきたいと思いますが、何よりもやはり村の土壤に合うような木でなければいけませんので、そういったことや、防風機能も実際まるっきりなくなるとどうなのだという心配も当然ありますので、そういった点も考慮しながら考えていきたいと思っています。

ただ、予想以上に松枯れが進んでいる状況もあるので、それとの兼ね合いも含めてですが、まずは11年度までは危険木を優先して、伐採するなり途中で切ったりとかということでそちらを進めて、その後に植栽については具体的に進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

墓地公園の、まず墓地管理委員会と樹種等を協議することにしておりましたが、その中で村民の意見も取り入れてということでもありますので、やり方はどういう手法を取れるかわかりませんが、いずれそうした機会は設けていければと思いますし、今後、総合中心地内の植栽を進めるにあたって、村民や住区の意見を十分聞きながら共に進めて、その後の管理もありますので、一緒に景観づくりをしていければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

本当に松枯れが進んでいるので皆さん大変心配されていますので、途中経過でも、こういうふうな今お話を伺いましたけれど、まず危険木を切っていくとか、そういうことの周知を村民の皆さんに諮り、やはり話し合いの場が重要だと思うので、村の案を持って住区の総会等ありますので、そういうときにでも話し合っていただくとか、今村民の皆さんにも意見を聞いてという答弁をいただきましたが、そういうような機会があったら役場の職員が説明しながらということをやっていたいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

今の段階でも、自治会長連絡会議においては毎年、どの地区を今年やるということで、全体の自治会長さんにはそういった説明をしていますので、危険木についてはまずそういう形で進めていきたいと思いますが、実際に伐採するときも立ち会ってもらって、どれを切る切らないとかそういったことも細かくやっていますので、それは継続していきたいと

思いますし、今後、植栽を進めるにあたっては、同じように、ある程度樹種は決めた上で、どこにどう植えるかということは自治会ごとの意見もあるかと思うので、そういったことを尊重して進めていきたいと思っていますし、また植栽後の管理についても各自治会にお願いすることになりますので、共に進めていけるようにしたいと思いますから、よろしくお願いします。

以上です。

【3番：三村敏子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

通告に従い、2点質問をさせていただきます。

1点目は、人口減少が進んだ場合の村の将来像の提示をということで質問させていただきます。

今年4月1日時点での村の人口は2,800人台となりました。移動があり、人口の減る年度初めの数字ではありますが、昨年同時期と比較しても100人近く減少しています。村の人口は約3,000人もしくは3,300人という、少し前の村民の方の印象からするとずいぶん減った印象もあります。

村が平成28年に策定した人口ビジョンでは、人口3,000人を維持する計画となっており、その後も様々な村の計画において、人口目標と現状、そして将来の推計値との差を示しつつも、村としては3,000人の目標値を踏襲していると理解しています。一方で既に人口は3,000人を割り込んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年度推計では、2045年には2,000人を下回るとされています。

人口減少は深刻な問題であり、村の施策として人口減少を抑制する取り組みはとても重要であり、引き続き取り組む必要がありますが、日本全体の人口が減少している中で、村の世代別の人口構成なども考えると、人口3,000人の回復は厳しいと言わざるを得ないと考えます。また、稲作が大きな割合を占める村の産業構造の偏りを考えると、農業や農産物消費などの環境変化によっては、この先、一般的な推計値以上の変動が起こる可能性も大きいと思います。

さて、今年度から2ヵ年計画で新たな総合計画を作成する予定ですが、計画を立案する上では現状をシビアに認識した上で、それに基づき計画を立てることが重要です。また、計画に限らず、村民に現状と将来について認識を持ってもらうことも、今後、村民と共に村づくりを行っていく上で重要になってくるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、1点目として、村の人口目標をどのように考えているのか。今後、

何らかの村づくり計画の策定などで見直す計画はあるのでしょうか。

2点目として、村民も交えて新たな総合計画を立案する前提として、今後、推計どおりに人口が減少した場合の村の税收や世代別の人口構成、また子育て、福祉などの行政サービスや公共交通などがどのようになると見込まれるのかなどの将来像を示してはいかがでしょうか。このまま推移すればどのような将来になるかということを、村民全員が共通認識として持った上で、では、その中で大潟村をどのようにしていくべきかという議論と、その結果として計画の立案という流れが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

1つめの人口目標の考えと見直しについてのご質問ですが、令和3年3月に策定した第2期大潟村コミュニティ創生戦略では、平成28年2月に策定した「大潟村人口ビジョン」を踏襲し、人口減少の速度を抑制する取り組みを行うことで、2045年においても3,050人の人口維持をすることを目標に掲げた計画といたしました。策定当時において最新の人口推計であった、平成30年の国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の地域別将来推計人口によると、2045年の本村人口は1,897人であると推計されましたが、令和5年に同研究所が発表した最新の人口推計では、2045年の人口推計は1,944人と前回の推計から上振れになっております。これは、村が取り組んできた定住化促進等、村づくりにより、推計値より多い人口を維持してきたことによる結果であります。一方で、令和6年5月1日現在の人口は2,966人で、昨年10月以降、3,000人を割り込んできております。そういう意味において、これまでとは人口減少局面が一段厳しくなったと認識しております。

このような人口減少が進む中、今年度から2ヵ年かけて、総合村づくり計画とコミュニティ創生戦略を1つの計画として策定することとしております。コミュニティ創生戦略は、「まち」「ひと」「しごと」の創生による人口減少の緩和と地方創生を目的としており、総合村づくり計画はこれらを含む総合的な振興・発展を目的としています。この両計画の整合性を図りながら、効果的に効率的な取り組みを進めてまいります。

新計画の策定においては、村の内外の現状を正確に捉えたうえで、村民のニーズを反映させた各種取り組みの計画と実行を反映した人口目標を検討していきたいと考えております。

2つめの村民に村の将来像を示してはどうかというご質問についてですが、計画策定時には村づくり計画に関連して各団体代表が参加する審議会の設置や、村民に広く参加していただく形でのワークショップ等を開催する予定にしております。

また、計画策定のプロセスにおいては、人口が減少した場合の村の財政状況や行政サー

ビスがどのようになっていくかを示しつつ、人口減少を抑制する対策による人口目標を立て、村民が期待や希望を持てるような大潟村の未来像を皆で描き、そこに向かって進むべき方向性を示していきます。

「住み継がれる元気な大潟村」の考え方を踏まえたうえで、新たな大潟村像を村民と共に再構築し、村民が一丸となって、地域で暮らす人々の心ゆたかな暮らしの向上と、持続可能性の確保を目指してまいりますので、議員の皆さまのご理解、ご協力もよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

今回の計画策定、総合計画とコミュニティ創生戦略の中で新たに人口目標の設定をされるということですが、その点に関しては、ある程度推計どおりにいくというのではなくて、どういう対策を取ることでこの目標を持っていくというのは必要だと思うのですが、やはりそこがあまりにも現実と乖離があると、どうしても絵に描いた餅ではないですけど、なかなかその計画を進めるというのに、何だろう、しっかりやっ払いこうという気にならないと思うので、そこ辺り、もうちょっとしっかりとやっていただければなというふうに思います。

もう1点、2点目の方で質問させていただいた将来像という点に関しても、今、審議会、ワークショップ、村民を交えてやっていくという中で、税収ですとか行政サービスがどのようになっていくかというお話があったのですが、できればですね、ちょっと難しい部分ではあると思うのですが、例えば、そのときに生活面でどうなっていくのか、例えば、行政サービスではないのでしょうか、人口が2,000人になったときに、端的に言うのですが、スーパーが本当に維持できるのかとか、そういったことがそれぞれの事業者の努力による部分ではあるのでしょうか、一般的な商圈として、例えばコンビニが今2店舗あってという中で、本当にそれが2店舗ある必要があるかどうかは別としてもですね、それがどうなっていくのか、そういったものも含めて、もしくはできることであれば周辺の人口動態も見た上でそういった推計も考えていった場合に、例えばもうちょっと大きな周辺自治体も含めてそういった生活圏がどのような変化をしていく可能性がある、これはあくまでも可能性でしかないのでしょうか、そういった1つのシナリオを見せていただくとですね、イメージが湧きやすいのかなと。ただ人口が2,000人になりますとかというのはなかなかちょっとイメージ湧きにくくて、例えば先ほどの一般質問でもありましたけれども、農家戸数がこの先どうなっていくというのが、戸数としてはイメージが湧くかもしれないですけども、そのときに果たして、これも各民間事業

者さんの頑張り次第の部分もありますけれども、例えば農協がここにあり続けられるのかだとか、スタンドがあり続けられるのかだとか、そういったところもですね。一般的な話にはなってしまうでしょうけれど、何となくそこ辺りのイメージが湧いてきて、やっぱり、ここをしっかりと人口維持をしていかなきゃいけないというような話、みんなで村づくりをしていきたいと思いますという話になってくるといいのかなと思うのですけれども、そこあたりの何か行政サービスに限らない、何となくイメージが湧くような方法というものを取っていただけないかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず村としては人口ビジョンを示しながらということで行きますし、その人口ビジョンにおいて、各事業者がどういう判断をするかということのを少し事前にお伺いしながら、意見を聞いて、そういったことも付す形で会議等で協議できるような形を取ればなど、今、議員の話を聞いて感じたところです。また、周辺自治体においても既に人口ビジョンというものはそれぞれが策定することになっていますので、そういった資料を取り寄せながら、男鹿・南秋の状況を客観的に描けるようなものも合わせて準備できたらと思います。

いずれ、先ほど来話が出ているように、村としてはやはり一次産業、農業をしっかりと維持していくことが最も大事でありますし、そういったことが維持できている限りは、人口はある程度しっかり、逆に言えば維持できていれば必ず人はそこに関わることになりますので産業をしっかりと維持して、また引き続き、今年度、新たな分譲地開発もしますし、また新たな集合住宅も今建設が進んでいますので、そういった住む場所の確保も並行してやっていきたいなと思います。

いずれ何かひとつをちゃんとやれば人口が増えるとかそういうことではないので、総合的にしっかりした村づくりを進めることで、より魅力ある村づくりで、外からも人が来て頑張りたいなという、またはそうした機会を作れる村であるようにしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

すみません。再々質問ではないのですけれども、村としてどのような村づくりをしていくかということはぜひやっていただきたいところなのですけれども、そこをなかなか、村民の方が数字だけ見てもなかなかイメージが湧きにくい部分もあると思いますので、例え

ば、このままいくとこんな将来像があると、逆に村としてこういう取り組みをして、農業振興をして、産業振興して、子育て支援をしていけば、こういった将来像があるみたいな、何かもうちょっと具体的に、村民がわかりやすいような形で提示していただければ、そのまま行った場合の将来像もそうですし、今回、総合計画を作った上で成し遂げられる将来像というのも、人口がこうでしたという話だけではなく、そういった形でやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

物価が上昇する中で、学校給食における質の確保ということで質問させていただきます。

小中学校の給食無償化がなされ、児童・生徒の食材費は村が全額負担しており、子育ての支援策としてはとても良い施策だと思います。今年度は食材費として昨年並みの単価で予算の計上がなされ、1食あたり、小学生275円、中学生325円と聞いております。ただ、昨今の食品なども含めた物価上昇の中で食材費を上げている自治体もあります。現状、大潟村が極端に安い状況であるとは考えておりませんが、県内で見ると秋田市は今年度から小学生315円、中学生370円と、大潟村と1食あたり40円以上高い金額となっています。

学校給食は空腹を満たし、必要な栄養を摂取させるためだけでなく、学校給食法により、食事への正しい理解や食習慣を養うこと、食生活が自然の恩恵の上に成り立つこと、食に関わる人々の活動、伝統的な食文化への理解を深めること、また食料の生産・流通・消費の正しい理解に導くといったことも、学校給食の目標として定められています。いわゆる食育としても、とても大切なのが学校給食になります。

そこで質問ですけれども、昨今の物価上昇が進む中において、現在の食材費で引き続きしっかりと給食は、提供可能なものでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

黒瀬議員の質問にお答えします。

ご指摘のとおり、昨今の物価上昇に伴い、給食の提供にかかった食材費も高騰しております。令和5年度は購入する食材の工夫などの現場努力により、予算の範囲内で、児童・生徒1人、1回あたりの学校給食で摂取すべき基準をしっかりと満たした給食の提供を行うことができていました。村の場合、給食の単価に加え、地場産野菜や有機米を提供するため、年間で115万円程度上乗せして予算措置しており、食育の推進を行っているところでもあります。しかしながら、給食の提供にかかった費用も高くなっている状況であるため、設定単価である小学校275円、中学校325円を変更することの検討は行っているところです。

学校での給食の単価は、大潟村学校給食共同調理場設置条例施行規則で定めており、その変更のためには、学校給食運営委員会の意見を聞き、規則を改正する必要があります。ただ、実際にいくら上げる必要があるのかという部分については、十分精査する必要があります。

りますので、検討を重ねた上で対応したいと考えております。

現在、学校の給食費は無償化しておりますので、物価上昇に伴う単価を上回る部分についても村で負担している状況であり、今後も物価が上昇もしくは高止まりし、十分な質を維持した給食の提供のために予算が不足する場合には、補正予算を組んで対応してまいります。

以上であります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。そうですね、今後上がった場合に補正を組んで、年度途中でもというお話であればすごいありがたい話だなと思いますので、お願いしたいと思います。

それで1点確認ですけれども、今の話の中で、補正予算を組んで対応していくというのは、先ほど言ったとおり、単価の方を運営委員会等を通して見直した上で、1食あたりの単価を変えた上で、補正予算を組んで変更していくという理解でよろしいのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

単価については、先ほどお話ししたとおり施行規則の改定がありますので、単価を考えた上というよりは、その不足した分で補正を組んでいきたいというふうに、現段階ではそのように考えています。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

わかりました。ただ短期的な、例えば生鮮の野菜等の上昇という話であれば確かに一時的な価格の上昇という話もあるのでしょうけれども、この社会情勢において、全体的な物価が安くなるということはなかなか考えにくいと思うので、それであればやはり、本来運営委員会で諮って施行規則の方を変えてですね、しっかり1食あたりの単価というものを理想的なというか、きちんと必要なものを出していただくという形がいいのかなというふうに思っています。

これに関しては、今回無償化したことによって保護者負担はなくなりましたがけれども、逆に言うと村の方の予算の中で、ともすれば、逆に言うと村として食育に力を入れたいので、保護者負担なくもっと単価を上げてしっかりしたものにしていきたいということもできるでしょうし、逆に言えば、村の財政状況から、そこをなかなか保護者が理解しにくい

中で、抑えるもしくは上昇したとしても今のまま維持するみたいな、ともすれば恣意的な運用ができかねないと思うので、やはりその辺りは運営委員会がある以上はそこで評価していただいてですね、しっかりと単価等を定めていくという形が望ましいと思うので、そこ辺りしっかり運営委員会を開いてですね、昨年度も現場努力で、高騰する中、何とか予算内という話でしたけれども、またさらに上がっていますので、そこ辺りはしっかり、短期的には急な変更にはもちろん一時的に補正予算等でということがあると思いますけれども、長期的にしっかり安心して給食を提供できるような形で、そこ辺り、制度自体というか、単価あたりも見直すということをやっていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

学校給食については、黒瀬議員がおっしゃるとおりに食育という観点でも非常に重要なものである。また大潟村においては、農業を基幹産業としている村ですので、学校で農業に関する、給食を通して農業に関する知識を教えていくということも非常に重要なことだと思います。それに見合った給食を提供するというのが、やはり給食としての使命でもあるかと思います。

そこで先ほど、単価についてのお話がありました。学校給食の方では、令和3年、4年、5年と詳しく単価についての動きについては調査しているところです。昨年度も現場と委員会での話し合いは持っております。それを踏まえた上で、今年度、最初の答弁にもありましたように、学校給食運営委員会においてその状況を説明しながら、どの程度が適正な値上げになるのかを判断した上で、今後、単価の方も考え、いずれ子ども達にとっては一番、この学校給食、楽しみなところもありますので、一番良い給食が提供できるよう工夫していきたいと考えております。

以上です。

【6番：黒瀬友基議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、11番、石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

11番、石井雅樹です。

3点質問がありますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、中学校の部活動の地域移行をどのように考えているのかということなのですが、地域移行が言われてからなかなか、この田舎といいますか、秋田ではなかなか進んでいかない、進め方がまず遅いように感じられています。

三浦教育長は一体どのように考え、また、南秋田郡内の他の町の中学校はどのようになって、どのように考えているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

石井議員のご質問にお答えします。

令和2年9月、文部科学省より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」という通達により、全国一斉に部活動移行についての動きが始まりました。これは学校から部活動を切り離し、教員の働き方改革を進めようという意図があります。

石井議員が感じられているように、秋田県においては、地域または種目によって移行がなかなか進んでいないのが現状です。その要因として、地域で受け入れられる体制、すなわち地域のスポーツクラブがないことや、地域で指導者を確保することが難しいことなどがあります。さらに、中学校部活動の大会運営は中学校体育連盟が行っておりますが、合同チームの問題、指導者と引率者、外部指導者の大会での指揮・監督の問題など、競技によって、また地域によっての違いがあり、整理が未だに進んでいない状況にあることも地域移行が進まない要因になっております。

本村においても、一部地域移行が可能な部活動もありますが、部活動を指導できる方が少ないこと、所属の生徒だけではチームを組めない部活動があることなど、数々の課題があります。

なお、スポーツ庁では、当初、令和7年度末までの「休日の部活動地域移行」を目指しておりましたが、現在は緩和され、令和7年度末までが改革推進期間へ改められ、それまでに地域連携を含め地域移行を目指すものの地域の事情に合わせ改革推進期間を超えて部活動改革を進めることを容認するものになりました。

南秋田郡の各町の考え方についてですが、どの町もできるところからできる限り早めに移行を進めようとしているところではありますが、少子化による合同部活動、地域でのクラブチーム化について、本村を含め各町村で問題になっている状況です。南秋田郡町村教育長連絡協議会でも、休日の部活動地域移行と併せて部活動の広域化・合同化の話題とはなりますが、今のところ議論は深まっていない状況です。

そこで、私が考えている部活動地域移行は、まず大潟村の中学生にとって持続可能な部活動の構築と教員の負担軽減を目指します。まずは第一段階として、部活動の地域連携を進めていくことを考えております。大潟村スポーツ協会、さらには保護者を含め部活動に関わっていただき、活動を継続していきます。そして、指導者の持続的・継続的確保が整った部活動から順次、地域移行を進めていこうと考えております。

また今後は、南秋田郡町村教育長連絡協議会や南秋田郡校長会などと機会をみつけ、部活動の地域移行について検討する場の設置を働きかけ、議論を行っていききたいとも考えて

おります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

先生たちの働き方改革ということは、これは十分に私も理解はしておりまして、非常に教員は多忙だというのはわかっております。

ただ私は、この地域移行を早く進めろという考えでは全くなくてですね、どちらかと言うと、先生達もう少し頑張ってちょうだいよというふうな気持ちなのです。なぜかという三浦教育長とも私、一緒に親の立場でスポ少なり何なり経験させていただきましたけれども、やはり地域の方というのは、そういう指導をやろうという人というのは、やはりちょっと熱の入った一生懸命な人が多いのではないかなと思います。中に、やはりたまにちょっとやりすぎじゃないかなとか、ちょっと勝負にこだわりすぎじゃないのかなとか、中にはまたちょっとこういうプレーって、スポーツマンシップに則ったら違うのではないのというようなプレーを、こういうことを教えているのだねというような、そういう指導者、地域の人がたまにですけど、まず見受けられました。なので、私はやはり子どもに対するスポーツというのは教員の先生たちがもうちょっと頑張って、楽するところは楽してもいいのだけれど、やはり全ての総括責任者は先生達がやってもらえればありがたいなというふうに思っているところです。言ってみればもう2年前ですか、私が中学校の部活動後援会の会長をやっていたときに、この地域移行の会議がありまして参加させてもらいました。ただもうそのときは3年生で部活動が終わっていた時期なので、もうそれ1回きりの参加しかできなかったのですけれども、当時の大湊中の校長先生も部活動をずっと持ってきた校長先生で、いわゆる大会で勝った負けたで保護者の人たちとワイワイガヤガヤやるのも、やはり教員としての1つの楽しみだったんだよと、そういうことがなくなるのも正直言うと私は寂しい、というふうなこともおっしゃられていました。なので、特に私は一生懸命早く、進めろ進めろというあれではないです。

昨年でしたか、高知の土佐町の話聞いたときに、土佐町でもやはり野球、剣道、バレーボール、卓球と、大湊と同じ部活がある中学校だったのですけれども、やはり地域移行を目指していたのだけれども、できる部活もあれば、どうしてもいない、指導を受けてくれる人がいないという部活もあって、そのときは教育委員会の話でしたが、だめなら部活に戻すとはっきりと喋ったと、教育長だったか次長さんだったか、ちょっと失念しましたがけれども、そういうところもまずはあったので、大きな都市部とこの田舎とはなかなか同じく考えて進めることはまず不可能ではないかなというふうに思っています。

そのことについて、先ほどの土佐町の話も含めまして、教育長のお考えをもう一度お願

いたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

これまでの部活動については、非常に人間形成という部分でも大きなポイントがあったかと思います。先ほど石井議員のお話の中に、指導方法について教育の場では好ましくない方法が取られるときもあるということでした。スポーツにおいては勝ち負けがあるというのは、もちろん皆さんもご存知かと思います。それにこだわりすぎることによって、子どもにとって良い影響が、教育としての良い影響がある場合と、ない場合が多々見られるときがあります。やはり部活動は教育活動の一環であるべき、または子どもが自主的に参加し、自分がそこで目標を持って成長していく場であってほしいなというふうに考えております。

地域移行に関しまして、地域移行という言葉だけだと、まるで教員が関わらないかのような捉え方もあるかと思いますが、その頭には「休日の」部活動の地域移行というふうになっていますので教員が全く関わらないということはないかと思います。そこで、土日の指導する指導者と教員とが目指す方向を一緒にして頑張っって子どもにあたっただけければ、子どもの良い成長に繋がるかと思います。

学校において、その部活動での子どもの成長を見ることは非常に多くあります。ですから、部活動を通しての子どもの成長できる場面をより多く持たせ、大潟村でも持たせられるようにしていくことが大切かと思います。

指導者との問題を、指導者の確保という面と、それから指導者の質という面を考えながら、今後、部活動の休日の地域移行、地域連携を含めて考えていきたいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

次の質問に移りますが、まず子ども達が好きなスポーツを始めて、いろいろな嫌な思いをしないで、すくすくと成長していけるような部活にしていきたいと思います。

では、次の質問です。

堤防の雑木処理の今後はというふうに書いておりますけれども、荒れ放題であった堤防の雑木に予算をつけて、県が雑木の処理に取り組んでくれていましたが、その際にもよく言われていたのが、これは切るだけではすぐ元通りだよなどと言っていたのがまずもう本当に、現在そのとおりになっています。この間のクリーンアップでも藪に立ち入らないようにと言われて、その前にもう入れなかったのですよ。中に入っっていけない状態で、

このことについて、まず県が今どのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

石井議員の質問にお答えします。

中央干拓地堤防の雑木について、管理者である県に確認したところ、平成28年度から令和4年度にかけて、限られた予算の中で伐採が行われており、また今年度も伐木が計画されております。また、大潟村地域農地・水環境保全管理協定運営委員会においては、令和4年度・5年度において堤防沿い村道の田んぼ側の伐木が行われております。

村においては、堤防沿いの村道の維持管理のため、毎年5月から9月にかけて道路沿いの除草を行っております。また、令和3年度より県に対し雑木処理を含む堤防の適正管理について要望を行っているところです。

議員おっしゃるとおり、雑木の繁茂が確認されますので、今後も雑木処理を含む堤防の適正管理について、県に要望してまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

すみません、聞き逃したかもしれないですけども、今年も予算が若干ついていて、どこまでの区域が処理されるのかということと、それから村道ではない、いわゆる堤防管理通路といいますかね、そういうところを私たまに通るのです。水管理で通るのですけれども、車1台がもうやっとの状態で両側から枝が伸びてきて、滅多に車とすれ違うことはないので、ちょっと入っていくとすれ違うのは大変だなというふうな状態になっています。言ってみればドアミラーに枝がぶつかるような感じで、そういうところというのは県は考えていらっしゃるのでしょうか。また、要望を出していらっしゃるのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

まず議員おっしゃった特にひどい箇所というのは、堤防の管理道路の部分かと思いますが、そこにおいても今年度は村の取水口付近の伐木をまず計画しているようであります。

年次ごとにこうやってきた中で、議員おっしゃるように、もう既に過去に対策、伐木した場所がもう生い茂ってきている状況にありまして、そういったこともまず県には話をしているのですが、なかなか堤防の範囲が広く、また対岸の堤防についても同じような要望

が来ていて、そういったことへの対応も含めなかなか進まないというようなことでありましたし、1回処理したところをまた戻ってやるということはなかなか難しいというような話でもあります。

ただ、議員おっしゃるように、やはりもうひどい状況であって、管理道路といえども車がもう1台通るのがやっとの状況ですので、やはり何かあった際には支障をきたしますから、引き続き県には要望をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

まず県には予算の限られている中、大変だと思いますけれども、やはりしっかりと要望していただければと思います。

最後の質問です。

共同墓地の進捗状況はということなのですが、墓じまい、管理する人がいないお墓など、昨今の墓地問題を鑑みて、共同墓地が各地で進んでいるということについて、これは以前、菅原アキ子議員から質問が出たと思います。当時、私、その質問を聞いたときに、この村で本当に必要なのかなというふうに率直にそのときは思いましたけれども、やはり1年間で2桁の農家が辞められるという時代が来てしまいまして、2年連続の不作というのも影響は若干あるのかなとは思いますが、正直言って、もしかすると早急にこの共同墓地というのが必要な時代に、もう間もなく、来ているのではないのかなというふうに私も感じられるようになってきております。ですので、確か検討委員会か何かを立ち上げるというふうな答弁だったと思うのですが、現状のところどのようなことかということと、また対象者、利用する方を限る、例えば村に関係のある人とか、全く関係なく皆受けるよというふうな形になるのかも含めて、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

石井議員の質問にお答えします。

村では、墓地公園における合葬墓整備等の要望を受け、平成30年度に全世帯を対象にアンケートを実施しました。その結果、「大湊村に合葬墓は必要」及び「今は必要ないがいずれ必要になる」との回答が54.2%、「合葬墓があれば利用したい」との回答が20.1%ありました。この結果を踏まえ、令和4年度からの大湊村総合村づくり計画後期計画に「墓地公園における永代供養等を検討していく」ことを位置付けました。令和4年度は情報収集を行い、昨年度、合葬墓検討委員会を立ち上げ、会議を2回、視察を1回開催しました。

委員が合葬墓等について知識を深める中、設置の方向で検討委員会で引き続き話し合いを進めることとなりました。今年度は、会議を3回程度開催し、合葬墓の形式や利用対象者等、より具体的な内容を検討し、各委員の意見を報告書にまとめる予定としております。

その報告を踏まえ、合葬墓等の整備については、第3期大潟村総合村づくり計画に位置付けて進めていきたいと考えております。

以上です。

【11番：石井雅樹議員】

利用者については。

【村長：高橋浩人】

利用者についても、まだ今は具体的には決まっていなくて、この検討委員会の中で、利用対象者をどうするかということも話し合うことにしております。今年度、それを話し合っ、報告書を取りまとめることにしています。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

まず利用者に関しては、私の意見はですね、村に関係なくてもいわゆる交流人口が増えるということを考えれば、村と全く関係ない、秋田と関係ない人でも、どうぞウェルカムでいいのではないかなというふうに思っております。

先日、隣の男鹿市の人とちょっとお話をしたときに、大潟村で共同墓地の話が今進んでいると言ったら、さすが大潟村だなと、そういうものに関してやっぱり先進的な考えがあると。その方は、うちがそういう話を出すと絶対反対が起きるよねというふうに、さすが大潟村だねという、いわゆるお褒めの言葉をいただきましたので、いいことだと思いますので、まず進めていただきたいと思います。

答弁は結構です。終わります。

【議長：丹野敏彦】

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後2時36分)

令和6年第3回（6月）大潟村議会定例会【2日目】

1. 開議日時 令和6年6月7日（金）午前10時00分～午前11時40分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本 正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原 史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井 雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第36号 大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議案第37号 大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第38号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第39号 大潟村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案

議案第40号 村道路線の変更及び認定について

議案第41号 工事請負契約の締結について

議案第42号 普通財産の貸付について

議案第43号 普通財産の貸付について

議案第44号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案

議案第45号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

議案第46号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

報告第1号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

報告第2号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、議案第36号「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第13、報告第2号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第14、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私から3点質問させていただきます。

まず、3ページ、4ページですか、脱炭素の取り組みの状況についての説明がありました。4ページめのところでちょっと気になったのが、今年度実施予定の公共施設への太陽光パネルの設置なのですが、今現在、金融機関との融資協議をしていると、終わり次第、工事の入札が行われるというふうに、こちらの方で説明を昨日受けました。私の考えでは、こういう事業をやる場合、ある程度資金の目処というものを立ててやると思ったのですが、今現在、融資協議を行っているということはどのようなことなのか。何か懸念される課題があってこういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

まず設計ができて、実際に具体的な費用が今出されている状況です。設計によって当然工事費用というものが出てきますので、それに基づいた交渉ということになりまして、今までは大枠では話をしていたのですが、詳細な実際の工事金額が出たことによる、さらに中身の協議というようなことであります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

ということは、特に懸念されることなく、はっきりした金額がわかったからということで、その前段階で大枠の金額というものは当然わかっているはずなのですが、それについては合意のもとに、この協議が今進んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず設計に入る前に、設計費用も含めて、補助金とそれから自己資金分ということでそれも融資を受けていますので、事前にそういう段階を、設計、次は工事というふうに段階を分けながら、それぞれ協議しながら進んでいくということでもあります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

わかりました。ということは、特にこの融資に関しては懸念することは、特には今のところないという理解でよろしいですね。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

現段階で、設計そして今度は工事ということで、まずそれぞれの段階を経ながら進んできていまして、現段階で今後の融資協議が滞るような状況にはないということでもあります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

次の質問にまいります。

同じページの、クマの出没状況についてということで、こちらに書いてありますとおり、昨年の秋から県内でクマの目撃、出没、また人的被害みたいな形で続いており、県民も含め村民も不安な日を過ごしていることと思います。

そういう中で、6月3日付けでさがけ新報の方での記事の中で、学校周辺にクマ出没を想定した対応マニュアルの作成状況ということで記事が載っていました。その記事によりますと、県内の市町村の中で11市町で対応マニュアルを作成済みだと、また6市町で今検討中だということで載っていました。対応マニュアルの内容については個々に、いろいろ違うみたいですけど、連絡体制だとか、児童への対応だとか、管理者、教職員また児童・生徒の行動のマニュアルだとか、そういう形で作られているようです。

特にクマの出没が多い地域が作成しているところが多いみたいなのですが、五城目町、八郎潟、井川も作成済みだということです。村の方は確かに出没は非常に少ないというか、可能性は他のところに比べれば低いような感じはするのですが、新聞報道でこのように出てきてしまうと、やはり何も対応していないのではないかというイメージが当然出てきます。ですので、これについてどのように、当局の方、教育委員会の方は考えているのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

菅原議員のただいまの質問にお答えします。

学校では、危機管理マニュアルというものがあり、それぞれの場面に応じての対応をマニュアル化しております。

実際、現在の段階ではクマに対する対応マニュアルというものはありませんが、危機の中の1つとして対応できるよう今のところ行っている次第であります。この後、クマの出現等が頻繁に起こるようであれば、先ほどあったように検討していきたいと思います。

実際の対応としましては、先日クマが出没した際には、村の方から教育委員会に連絡が入り、すぐに学校の方に連絡し、対応を協議し、時には保護者の送迎などの対応もしてもらっているところです。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

分かりました。危機管理マニュアルの中で応用して、対応していくということだというふうに理解しました。

であればですね、この記事が出て、当然、取材というか話を、お宅はどうですかというふうな話になったときのこちらの方の対応としては、具体的なクマに対する対応マニュアルではなくて、この危機対応で対応しますというような形でやはり出てこない、新聞報道で「未整備」というふうな形で、印象があるのですよね。ですので、その辺についてやはり、もう危機管理マニュアルで対応していますというふうな形で出した方が良かったのではないかなというふうには思うのですが、その辺は村民に対する不安を与えないような形の配慮ということは必要だったのではないかなと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

菅原議員の再質問にお答えします。

マニュアル等が整備されていないということで、住民の方々に不安を与えるかもしれないというお話、まさにそのとおりかと思います。

さきがけ取材に関しては、教育委員会・当局の方には連絡が、ちょっと定かではないというのが現状でして、対応の仕方がその辺、十分でなかったのかもしれませんが。この対応に関してはこの後、学校とまた協議して、十分に児童・生徒、保護者に不安がないよう対応してまいりたいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

ありません。次の質問に移ります。

11ページの生産調整等の取り組み状況についてなのですが、この中で私の認識とちょっと違ったのが、麦大豆などの畑作の転作は前年比38ha減というふうな形でどんと出ているのですけれども、麦自体は増えていると思ったのですが、この数字の内訳はどうなっているのかなと、麦関係の麦類生産組合の方にもちょっと確認を取ったら、5年度よりは増えているということで、では大豆が減っているのかなというふうな感じなのですが、そこを確認したいのが1点と、あと麦もタマネギもそうですけれども、時期的に収穫時期がもうすぐ来ます。それで特に麦の場合は、銀河のちからを今主力で作ってしまして、麵・パン

用ということでやっていますが、麵・パン用にするためには、やはりタンパク含有量が11.5%以上というふうなことで、生産者の方はそれに向かって努力して作っているという状況です。このタンパク含有量の測定について、今現在、外注で出しているということで、いろいろと使い勝手が悪い。そして生産者の品質の向上、保持、それを保持するためにもやはり自前で持ちたいというような話も、小麦の生産組合の方からは話があるそうです。特に全農の方でサンプルを取ってタンパク含有量の測定に来て、それで麵・パン用のタンパク含有量だったら、麵・パン用の実需者へという感じで行くような話なのですけれども、いずれにしろサイロに全て一緒に入りますので、やはり個々の生産技術のある程度の向上ということが必要になってくる。そこで、この計測器というものをいろいろな形で考えてもらえないかというふうな話も当然出てきているらしいのですけれども、それについて役場の方はどのぐらいの話を聞いていて、どういうふうな対応を考えているのか。今現在の段階で、わかる範囲で教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに生産調整の今年度の作付けの面積の内訳という話でしたけれども、申し訳ございません。ちょっと麦と大豆の方の内訳の方が今手持ちでありませんので、後ほど、すみません、お答えしたいと思います。

それから、もう1点の麦に関するご質問ですけれども、タンパク含有率などのそういう機器の導入についてという話ですが、こちらについては今年3月に、農協、カントリー、それから生産者の方々からということで、一応協議する場を設けさせていただいたようでございます。ただ、その件に関しましては、その場でどういう事業があるかもまだ不透明な部分がありましたので、まず持ち帰る形で協議させていただきたいということとなっております。ですので、この後、それに向けてどういう事業で導入ができるかということを探索しながら、またいろいろと協議していきたいと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

ありがとうございます。

まず関係する三者で、なぜ必要なのかも含めて、あと支援が、もしできるとしたらどのような支援ができるのかも含めて、そういうふうに話し合いを持っていただくのは非常にいいことだと思います。闇雲に支援という形でもなくて、違った形の支援、いろいろな形

がありますので、お互いに、農協も含めて、進めていただければというふうに思います。

それで、これは県の方の、何か支援みたいな、その辺についてもいろいろ調べた方がいいような感じがするのですが、その辺についての状況はどんな感じでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの機械導入等に関する支援ということなのですが、今のところ、県の方にも要望するといえますか、導入可能な事業を聞きながらやりたいということなのですが、なかなかその合致するような事業というのは、まず今のところないという話は前任の方からお聞きしております。ただ、私自身が直接お聞きした訳ではございませんので、それは機会を見ながら県の方にお話をするなり、要望していきたいというふうには考えておりますので、ご理解していただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

まずそれをお願いします。

いずれ、県の方針とも合致する、米以外の畑作物の振興ということで、生産者がモチベーションを高く持って取り組むためにも、やはりこういうように行政で支援できるものは支援していく、そして上位の県の方ともいろいろ、こちらの方からの要望ということで、面積もここ何年か増えていきますので、麦については、特に令和2、3年頃は90haぐらいだったのが今140、150近い数字になっていますので、そういうように新しく取り組む人もいて、品質を何とか上げていって、実需者の望むものにしていきたいというふうな思いもあると思いますので、ぜひそこは一緒になって進めていただければというふうに思います。

それについて、村長、何かありますか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

議員おっしゃったように麦の作付面積が増えて、またそれがしっかり実需にも繋がっているということで、非常に素晴らしいことだと思っております。また、麦と大豆の年二毛作の取り組みによって、農家も国の交付金を多く受けられる状況にもありますので、非常に総合的にも良い取り組みだと思っております。

ただ、今話が出たように、加工用、特にパン向けということであればタンパク含量が重

要になってきますので、それを測定しながら、しっかり産地として、またそれを生産にもフィードバックして、より良い高品質の生産に繋がるというようなことも共に目指していければと思いますので、今後についても生産班はじめ各機関と連携を取りながら、より良い形で進めていければと思います。

また、生産班の方では、新たな品種への取り組みも検討しているようですので、そういったことについても連携をとりながら進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前10時23分)

(午前10時23分)

再開いたします。

【7番：菅原史夫議員】

終わります。ありがとうございます。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

5番、松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

5番、松本正明です。

私からは大きく4点質問したいと思います。

まず4ページの下段の方ですけれども、4ページ、5ページですね、クマの出没に関してということで、この報告にありますように、4月に入って6件の情報が寄せられてということで、4月25日には生態系公園東側の道、5月11日は新生大橋付近と、それ以外にも確か新聞報道で秋田市の方がクマをはねたという報道もあったと思うのですね、堤防沿いだったと思いますけれど。今回、昨年から非常にツキノワグマの出没情報が増えている中で、全県的にいろいろなところで人身被害も出たりと、今年も例にもれずまたそういった被害が県内あちこちで起こってくるのだらうなと思いますし、大潟村においても出没情報等もこれから増えてくると思います。

鳥獣被害対策実施隊と協力し、ということで、捕獲の檻設置等を行っていると思いますが、今後増えていく中で、このクマに対してというところは猟友会の方等の協力も非常にあると思いますが、今後ですね、さらに増えてきた場合には、まだ今のところ人身事故は起きていないということになります。さらにもうひとレベル、ふたレベル上げた対応が必要となってくるとは思います。今後増えてきた場合の対策について、現時点での対策をちょっとお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

松本議員のご質問にお答えいたします。

今回クマの出没に関しまして、昨年は20件ほどその情報等が寄せられたということで、昨年はまず秋頃からの話でしたが、今年に入りもう4月からということで、いろいろと村内でも目撃情報なり、情報が寄せられているという状況もありますし、実際、人身ではなかったのですけれども、車との接触があったというふうな情報もありました。

まず今のところ、5月の上旬まではクマの目撃というのが数件寄せられておりました。これについてはその都度、皆さんの方にもお知らせしておるところでございますけれども、その後の情報が今のところある訳ではございませんが、今後これがもっと頻繁に発生した場合ということですが、まず昨年は檻の方にクマが捕獲されたということもありましたけれども、そういう形で檻の数を増やすことがまず1つなのかなということもありますし、目撃された後、村の方に情報が来るまでにも少しタイムラグが実際あります。ですので、発見された、目撃された場所から、またクマが移動されていることもありますので、カメラ等での監視も必要なのではないかということで、今年度、予算措置させていただいております。こちらについては、当初考えられていたカメラではなくて、もう少し別の形でやれないかということで、今ちょっと協議をしているところですが、そういうものも利用していきたいというふうに思っております。

いずれ、今のところクマの頭数なり目撃情報が増えたとしても、今のところやる対策としては、皆さんの方に情報をまずお流しするという形で、情報を流しての注意喚起などをすることがまず優先かと思っておりますし、あと鳥獣被害対策実施隊の皆さんからのご意見、もしくは先ほどもお話がありましたように、県内でもいろいろな会議が開催されていますので、そういう方々からのアドバイスなどをいただきながら、この後、検討するなり協議していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

分かりました。いついつ、何度来るかということは当然予測できないので、備えておくことは必要だと思いますので、ぜひ被害が出ないようにしていきたいと思っておりますし、村民の方にも注意喚起、自分達でも気をつけるということをしていきたいと思っております。

それでですね、クマだけではなくて鳥獣被害と言われるものが、先週、周辺の天王、男鹿の方とお会いすることがありまして、いろいろお話を聞くと、最近やっぱり、鳥獣被害ということに位置づけられると思うのですけれども、アナグマ、タヌキ、ハクビシン、キ

ツネ、直近では大潟村で、これが本当かどうかは分かりませんが、イノシシが目撃されたというところもあると思います。私、たまたま会った天王の方でいくと、キツネとかそういったところが畦畔、田んぼですね、ネズミの穴をほじくり返して、すごいことになっていると、かなりの被害が結構出てきていると。今朝のテレビによると、横手市の山あいの方ですけど、イノシシの被害が出てきて、昔は雪深い所にはイノシシはいないと言われていたのですが、最近では目撃情報も非常にありますし、イノシシの被害というのは非常に深刻でして、聞いたところによると稲を踏み荒らしたりすると臭いがついて、それ自体、米も出荷できないというのですね。

非常に深刻になってきているのは県内あちこちから聞こえてきますので、こういったことはいずれ、やはり湖で囲まれた村だとしても、実際少なく目撃されているこういった鳥獣の被害が、村内においても今後増えてくる可能性があると思います。イノシシがどうやって入ってきたかというものははっきりとはよくわかりませんが、イノシシとかそういったことに関しては農作物を本当に無尽蔵に食い荒らしていった、私の知り合いでトウモロコシを植えたら全て食い尽くされたとか、いろいろな話が、いろいろ聞こえてきますので、クマだけではない鳥獣被害対策ということを今後、真剣にこれを考えていかないと、大潟村は農産物がたくさん植えてありますので被害が甚大になってくると。イノシシが増えてきたりすると電気柵を設置したりとか、そういったことの対策をしない限り、被害を最小限に食い止められないということも想定されますので、周辺の市町村等からも聞いて、今後そういった鳥獣被害対策が増えてくるだろうということを前提に考えていかなければいけないと思うのですけれども、その点の認識をちょっとお伺いします。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

松本議員の再質問にお答えいたします。

確かに、先ほど来の質問だと、まずクマの話ですが、村内においてはクマだけではなくて他の鳥獣がいろいろ目撃されている話も確かに伺っております。昨年もハクビシンの話がいろいろと話題になったりとかしておりました。

またこれも今、松本議員からお話あったように、イノシシに関しても、実際そのもの自体が本当にそうだったのかという確認は取れていませんが、確かに見たよという情報をいただきました。その辺りで巡回をしましたけれども、その後の目撃ということはなかったもので、それ以上のことはないので、いずれ先日、テレビでもイノシシが作物を荒らしているということで、被害に遭われている方の映像などがありましたので、今のところ村においてはそこまでの被害はございませんが、今後やはりいろいろなものが村の中、広大な土地ですので、どこにどういうふうな形で繁殖されるかわかりませんので、今おっしゃられたように、農作物の被害等については、村よりも周辺の市町村の方で既にい

ろいろな対策なりをしていると思いますので、そこら辺は参考にするような形で、一応聞き取りであるとか、お話を聞きたいなというふうな形で思っておりますけれども、今現段階においては、まずはそこまでのものが村の方ではないですので、まずそんなに遅くならない時期であると思っておりますけれども、お聞きする形で、そこら辺は検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

いえ、次に行きます。

次に、6ページのクリーンアップについてです。

毎年クリーンアップを行っていますけれども、いろいろ雑草が繁茂ということで何とかならないかということを経年お伺いしていますが、堤防沿いの道路を草木が繁茂してということとはもう、いろいろ皆さんから意見が聞かれています、やはりアスファルトで舗装しているところの横ですね、雑草繁茂、雑木が増えてきている、開放している所ですね、村道としていつている所、幅員を満たせないぐらい木が繁茂している所もありますので、せめて幅員を確保するぐらいの雑木処理ができればと思うのですが、農地・水等の予算が使えばいいのですけれども、横に側溝が入ったりしているのがもうほぼ見えない状態ぐらい、これはクマのあれにもなりますけれども、やはりそういった雑木が生えて見通しが悪い所、こういった所で雑木が繁茂していることによって、そういった獣が隠れる場所になるということもありますので、これが何とかならないかということをお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

松本議員のクリーンアップの堤防沿いの道路の雑木について、回答申し上げます。

おっしゃるとおり、クリーンアップする際に、堤防沿いの道路の両側、非常に雑木等が繁茂していることは承知しております。クリーンアップの前に、清掃するエリアについては、一部ですがきちんと草刈り等をした上で、状況を確認しながらクリーンアップを住民の皆さんにお願いしているといった状況でございますが、残念ながら堤防の方まではちょっと正直手が回らないといった状況でございます。

堤防上の雑木に関しましては、昨日の村長の説明でもありましたように課題として認識しておりまして、県に雑木の管理等も含めて強く要望をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

先ほどの鳥獣害の件も繋がっているので、ここを2つ質問しているのですが、やはり県に対しても、こういったところがやはり野生動物というか鳥獣害に及ぼす、獣というかクマ、そういったものの隠れ家にもなりますし、実際、堤防沿いで車が衝突したときには、多分、堤防沿いの雑木の辺りから飛び出てきたものと衝突したとか、いろいろなことがありますので、県の方にも、雑木が繁茂していることによって、そういったことで発見もしづらいと思うんですよね。クマが隠れたりとか、なかなか目視はできないというところで、北海道の事例ですと、釧路の方だったかちょっと場所は忘れましたが、釣り人がヒグマに襲われて、その対策としてドローンを飛ばして熱源のカメラをつけて確認するか、それぐらい対応しないと、多分クマを目撃したとしても、雑木が生えて隠れ家があると人間の目視では平面では見えませんので、上からドローンを飛ばして発見するかそういった対策まで講じないと、クマによっては人に危害を加えるとなるとなかなか安心して作業できないとかそういった不安が募っていくので、なかなかその雑木処理ということで予算の関係とかいろいろ難しいところもありますが、要望として県等に対して、そういった被害も懸念されるので何とかしたいという要望を伝えるだけでもいいと思います。そういう視点からも県の方に対しても要望していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

松本議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、クマの隠れ家、住み処というか温床になったり、あるいは交通の安全性の観点、そしてごみの不法投棄というような観点からも、雑木の繁茂は非常に大きな懸念というふうに受け止めております。引き続き、議員の皆さんとも連携を取りながら、県に強く、今の点を踏まえて要望してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

ありません。次にいきます。

すみません、4つと言ったのですが、3つです。

11ページの生産調整ですが、ご存知の方もいらっしゃると思うのですが、今回、旧リノベーション事業、加工米において不採択になったと通知が、正式には6月3日の月曜日ですか、通達が来ました。旧リノベーションの時代のときからはずっと採択で来ましたので、今回初の不採択ということで、いろいろ作付面積とか、いろいろポイントの件とかがあって、どのあたりで合否になったのかということは、原因はちょっとわからないと思いますが、ポイントは事前に聞いていましたので分かったのですが、作付面積、主食が増えて転作分、それが減ったというところもあるかもしれませんが、それはしょうがないとしてもですね、実際、正式に不採択の通知になったのがこの時期というのは、非常に遅い時期だと思います。初年度は確か3月末ぐらい、去年は確か4月末ぐらいに、採択・不採択の通知が来たと思うのですが、再生協議会の封筒が来まして、この中には不採択になりましたということで、経営所得安定対策、水田の直接支払交付金の申請は可能ですと書いていますが、実際、実需者と生産者の取り決め、2月に受付して、2月末までに申請、それから約4か月近く経ってですね、実需の方とも単価も含めた契約数量を、契約数量は2月に届けているのですが、これから不採択になりましたということになると、リノベーションを想定した申し込みが採択にならなかったからということで、加工米から主食に切り替える人がこれから少なからずいると。申請するにはですね、実需の方との契約を確定しなければいけないということになると、村の方では14日から20日の申請になりますが、実需の方がその末端の業者の方との、またその調整交渉等も含めると、申請時期が非常にタイトであります。これは、国が採択・不採択の通知が遅かったので、今日の午前中、9時から多分、再生協の幹事会をやったと思うのですけれども、対応のことをお話されたかと思いますが、今後スケジュールとして14日から20日の申請を受け付けるのか、受け付けていくのか、対応をどうしているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

松本議員の生産調整に関するご質問にお答えいたします。

松本議員がおっしゃられるとおり、今年度、6年度においての交付金について、旧リノベーションについては、村の方でお願いしておりました加工用米に対する支援というのが採択されなかったということでお知らせがまずありました。確かに、これは令和3年度から実施されているという話でございましたし、当初は金額も4万円だった時期もあったということですが、その後、今の3万円になるにあたっては裾野を広げるという形で、より対象者を広げやすい形で金額を落としたという話も聞いております。

村の方ではいずれ、今回対象にならなかったということでした、その時期も確かに今松本議員がおっしゃられるとおり、以前は3月末ぐらいに来ていたとか、去年は4月下旬だとかという話が、さらにもう1か月遅れているということですが、なぜ時期が少し

ずつ遅れているのかということについては、詳細なことはちょっとまだ聞いておりませんが、こちらでもし考えられる要因としては、要請する側の方のこちらの方の自治体ですね、参加されている自治体の取り組みの数が多くなったことなどにより、その審査に時間がかかっているのかなというふうなことは思われますけれども、まずいずれ今、既に作物を、特に稲の場合は田植えが終わった後の今の時期ということと、6月末までに今年度の生産調整に関する支援金等の受付をする時期とかぶっておりまして、それに伴い、先ほどお話がありましたように、主食を扱っている業者さんについては、また再度、生産者の方とのやり取りもしなければいけないということの期間がかぶっているということが、まず少し、先ほどの幹事会でもお話がありました。そうは言っても、確かに村の方は今そういう状況ですけれども、全国的に見れば提出する期限のスケジュールは一応決まっておりますので、そこはまず県の方には、できるかどうかわかりませんが、話をしていきたいと思っておりますし、村内のそういう事業者におきましては、先ほどもお話があったのですけれども、村の方で受付をしないことにはそちらの主食の方の契約はなかなか連動していかないということもありますので、村の方の受付もちょっと遅らせられるものであれば、遅らせていただきたいですし、かといってもスケジュールが決まっているのであれば、そこら辺は柔軟に対応していただきたいという話もありましたので、ちょっとこの後、また持ち帰りながら協議はしたいと思っておりますけれども、いずれもう既に生産者、農家の方々には来週の金曜日、14日から受付しますよということにしておりますので、それはそれでまず進めたいと思っておりますし、期間は一応1週間を見ておりますけれども、その後、こちらでの集計等もある関係で、6月末まではまだ1週間なり10日の期間がありますので、そこら辺は主食の方の業者さんとの話し合いをしながら、柔軟にやっていきたいと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

やはり3万円と2万円ということで、加工米を作付されている方で結構大きい方でいくともう何百万単位、単価がそれで、旧リノベーションを想定した場合の単価と比べて今回加工米ということで2万円になりますので、約1万円違うということになると、やっぱり何百万という減収かなと、ちょっと農家として不安になることがあります。これは実需者との交渉で、旧リノベーションが不採択になったので、単価をこういうふうにいたしますという交渉で順調にいけばいいのですが、これが実需と末端の方との契約というのは本当に、かなり時間を要すると思います。一筋縄にいかないところがあって、この1か月、これは当局に求めてもしょうがないのですが、もっと上の県、国の方に、これはもう本当に強く要望しなければいけないと思います。申請は申請でこれですけれども、果たして本

当にこれが間に合うかどうかというのはまだわからない状況であります。

なぜ不採択になったかということをもっと強く問うていただきたいと思いますし、基本原則は、皆さんご存知かもしれないですけども、播種米契約ですよ。それをいってもあれかもしれませんけれども、播種米契約でいって、今度、田植えが終わった時期に採択、不採択となると、これまた混乱するところでもありますし、遅かった理由が申請者が多かったからとはいえ、また最後のこの経営安定対策の面積が確定するのが6月末ということになっても、非常にずれ込んできた中でいくと、なかなか本当に現場が混乱するなというのは皆さんの方もご存知だと思うので、今後、例えば再生協として県、あとは国に対して、なぜこんなに遅くなったのかということをもっと強く言っていただきたいと思うのですけれども、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

松本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど来、今回の支援金といいますか、リノベーションの関係の決定時期が確かに遅いということもありまして、皆さんにいろいろとご迷惑かけている点があるかと思われます。

先ほど松本さんもおっしゃられておりましたけれども、本日9時から再生協の幹事会を開きまして、そこの中でもいろいろ話し合ったのですけれども、ポイントについてはもう国で示されたポイントでやらなければいけないのかもしれませんが、そのポイントに応じて今回不採択だったということなのですけれども、村としてもそれはそれで受けるしかないのですけれども、今後そのような形のポイントの仕組みづくりでやるとすれば、やはり村の方にとって有利なような形での仕組みづくりなのか、そうでないのかをちょっと検証しなければいけないでしょうし、不利なような形であれば、国の方に要望書を出すなりをしなければいけないのかなという話はされておりました。幸い、村長の方から国の方にお電話していただいた際に、そういう余地はありますよという話を伺っておりましたので、来月、国の方にそこら辺のポイントの仕組みづくり、それから今おっしゃられた通知等における時期ですね、そういうものをもっと早めにできないかどうかという話で、要望なりはしていきたいと思っております。

いずれ、先ほど私が説明しました、今回それにあたります参加者等の人数が増えたがためのという話はありませんでしたが、それはまず私個人的にそういうふうに思っているだけでありまして、実際そういうふうな回答をいただいた訳ではありませんので、そこはご理解していただきたいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

今までずっと通っていたというところで、その甘えがあった部分もあったかもしれませんが、100%通るものではないということでは確かにありましたが、そういったことをきっかけに、そういった加工米ですとか非主食に向かっていく生産者がいたこともありま
すし、コロナによって主食の相場が非常に落ち込んだときに、加工米を作付することによってある一定の経済を支えてくれたという部分も、非常に大潟村にとっては大きいところ
だと思います。

今回、そういった制度が全国的に周知されて、そういった制度を使って非主食に向かっ
ていこうという全国的なそういった組織が増えて、その予算がそんなに莫大にあるわけ
ではないですからそこにいったということも考えられることは考えられますが、やはり制度
としてこれがあって、転作の方の水田活用の交付金の方は2万円で昔からありましたので、
最低でもそちらをしっかりと申請できるということではありますが、そういった制度でこう
いった中で、村の経済もある一定の寄与してきたところが、なぜこんなに、やはり採択が
遅くてですね、判断がもう、やはり何回も言っていますけれども、これから申請する手続
きが非常に煩雑、本当に時間が足りないなと危機的な状況でありますので、そういったと
ころも方針作成者の方はこれから本当に、本当にタイトなスケジュールの中、非常に厄介
なところになると思います。これは個人の生産者にまた1件1件問い合わせなければいけ
ないですし、申請をしなければいけないということが非常にタイトですので、これはもう
やるしかないので、先ほど課長もおっしゃいましたが、制度的にこれがあってやるのはい
いのですが、本当に不採択が遅いことによって現場が非常に混乱するということ、今度
国に対しても村長の方から申し上げるということになりましたので、ぜひ来年度、この制
度があるかどうかわかりませんが、こういった制度を使ってやっていくときには、その採
択・不採択の判断はできるだけ早く、でないと現場が混乱しますと、それに甘えるわけ
はありませんが、農家の方としてもこれは感覚をもっと持っていかなければいけません
が、今後、やはり主食が今の相場でいくと上がっていますので、今後そういったことがいく
と加工米、大潟でいったら日本でかなりの面積を占める加工米の面積が減りかねないところ
もありますので、そういった制度の不信感とかもいろいろ重なると、いろいろなことで不
具合が起きてくるなと思いますので、ぜひ強くそういったところは要望していただきたい
と思いますけれども、最後に。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松本議員の再々質にお答えします。

まず今回、リノベ事業の不採択になったということで、ポイント制度のその内容もちょっと精査させていただきまして、やはり内容自体が大きい産地ほど不利なような状況があるということと、どうしても新たに取り組むところに手厚くポイントがつくような内容にもなっていて、そういった点が村にとっては逆に不利に働いてしまった要素があります。また、農水の方にも問い合わせをして、やはり大きい産地がしっかり継続して実需を支えていくというか、そういったことも非常に大事だということは、農水の方も非常に認識がありまして、ですから新たな取り組みを増やすこととあわせて、大きなところもしっかり育てていくというか、そういった観点もありましたので、そのポイントのあり方の見直しとか、または先ほど来言われている時期の問題とか、そういったことを併せて要望していきたいと思いますし、せっかくここまで、約3000haの産地になっていますので、特にモチということで、ある意味、特定の事業者につながる部分ですし、今インバウンドを含めて、やっぱり日本古来のお菓子はやはりモチ米からですから、そういった点も含め、非常に大事な産地ですので、今は主食用が高いというようなこともあります、いつまでそれが続くかも不透明ですから、やはり今まで作ってきたモチ中心にした加工米の産地とていうものは大事にしていきたいと思いますし、今後についてもしっかりと農家に周知しながら、販売に関わる事業者も含め一緒に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【5番：松本正明議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

8番、戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

8番、戸部誉です。

私から1点だけお聞きいたします。

1ページ目にあります、消防の広域化についてお伺いします。

まず、この消防の広域化、私の記憶だと多分、この協議をしたら3度目の協議になるのかというふうに思うのですが、2度、協議が途中で頓挫したというふうな経緯があったというふうに私も記憶しています。

当時だと、まずこれに五城目さんも入って、3消防本部を1つにするという内容で進めてきた訳だけれども、今回は男鹿地区と湖東地区の2つの消防をまず統合していくという話の内容で協議会を進めるというふうになっています。これが、3つだったものが今回2つでやるというこの経緯についてお聞きいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

戸部議員の消防の広域化についての質問にお答えします。

まず湖東消防と男鹿地区消防の協議ということで今進んでいます、五城目町が外れた経緯ということですが、議員おっしゃるように、前回の広域化の協議が成立しなかった後、五城目町が新たな消防署を新築しました。その場所がまた町からちょっと奥に入ったような場所になっていまして、非常に流動性がないような状況で、五城目町においては、今それぞれの消防、湖東、男鹿それぞれにおいて分署の配置を含め、柔軟に対応することを前提に協議をしていますので、今回、五城目さんにおいてはその対応ができないことがまず一番、最大の理由です。

ただ、長い将来を考えると一緒にやる要素というのは当然ありますし、連携もあるので、現在、オブザーバーという形で協議には参加をしている状況です。ですので、当面は2消防の統合を前提としていきますが、遠い将来においては五城目も入る可能性を否定しているものではないということです、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

戸部 誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

わかりました。経緯についてはわかりました。

この質問をさせていただいたというのは、個人的に言えば、広域化というのはやはり広ければ広いほどね、多分大潟村にとってはメリットがあるのかなと思うのです。負担金含め、人口割含め。そういった面では全国的に統合が進める中で、また3つが1つになれば本当は一番いいだろうし、実際に今の人口の目減りから見れば、もう本当に早急にとり行わなければいけない項目が、やはりここまで遅れてきているということを非常に私は懸念していたし、私個人としてはもう統合はやらなければいけない部分だろうと思って、前にも質問させていただいておりました。

中身についてちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど村長も言いましたけれども、やはり広域化をした中でのメリットを出すには、いかにそのエリア分けを再編しなければいけないか、というのは、要は分署ですよね。男鹿は一本署に対して6の分署を抱えている、湖東に関しては一本署に対して昭和と八郎潟さん、それが1つになった場合は、指令センターというものは当然1つ必要になるだろうけれども、まず9つの支署がそのまま残ると9つの支署を残してそのままやってしまえば、これは何のメリットも出てこないわけで、やはりそういった面では分署をどう統合するなり、再編するなりしなければいけないというのは一番の問題だと思うのです。当然、大潟分署もやはり1つの中に入るだろ

うと思います。ただ、これまでは、やはり一自治体一分署みたいな点がずっと繋がってしまして、八郎潟さんもそうですし、井川には湖東の本署があるし、大潟村もその1つだろうと思っています。そういう面では、やはり統合していく中でこの地区に、エリアが広がったとしても分署があるかないかというのがやはりこの自治体の非常に大きな部分になるかと私は思うのですけれども、まずその観点、1つの自治体には分署1つというところというのは、ぜひやっぱり協議の中でも訴えていっていただきたいというふうには思うのですけれども、その点に関してはまずどのように考えていかれるかという点をお聞きします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

戸部議員の再質にお答えします。

まず、この協議を始めるにあたって、コンサルからその広域化のあり方であったり、実際道路の詳細な状況、そしてやはり大事なものは、消火作業もですが救急もありまして、救急車が何分で到達できるかというそういったことを詳細に検討した上で、今議論が深まってきた状況です。その議論の中では、自治体に必ず分署を置くという前提は今の段階ではありません。そうではなくて、やはり救急に大事なそのエリアをどうカバーできるかというような考え方で今進んでいます。

また消防本部についても2つある訳ですが、できるだけ中心的な場所がいいだろうということの合意はしているところです。ですので自治体に必ず1個という前提ではなく、本部も含め、今まであった所というよりは、より効率的な配置を前提にしていきたいと思います。というような大まかな合意になっています。ただ、具体的に何分署に最終的にしていくかということにおいては少し時間をかけながら、徐々に減らしていく方向にならざるを得ないのかなというところを感じております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

わかりました。協議がまだ始まったわけではないのでね、その点に関しては村長、そういった答弁になろうかなと思います。

前回の協議が3年ぐらい前ですかね。そのときの内容で考えていくと、正直、現場の方々、消防の事務方の方々では、もうある程度、合意のところまでいっていたと、それはそういった経緯はあった。ただ、最終的に判断するのは管理者であり、それは各自治体の首長さんであると、そこでいろいろな大人の事情なり、いろいろな思惑なりが入り乱れて、

どうしても統合できなかったのは、やっぱりこれまでの2回だったというふうに思うのですね。これを訴えるのも何ですけれども、やはり最終的な判断は管理者である首長が行うと、当時の首長さん、非常に個性のある方がたくさんいたし、いろいろな内容もあつただろうと思うのだけれども、高橋村長に関してはもうかなりのベテランの立場に、この先選挙があるので何とも言えないのだけれども、そういう立場にもなっていると。ただ、大潟村は実際に本部がある場所ではないので、ある意味、当事者でありながら、当事者でもないような微妙な部分が村はあるのだろうなと思うのですね。だけれども、やはりもうその広域云々、今回を逃して良いことは多分1つもないと私は思います。今回はやはり決めるつもりでぜひ村長にも向かっていってもらいたいし、人口の減少というのはもう我々が思っている以上に進みますし、この地域で、ここですったもんだやっけていても、将来的に良い意ことが1つもないと思うので、ぜひそこは高橋村長、リーダーにはならないかもしれないけれども、非常に発言力を持って、ぜひまとめるという意思で向かっていってほしいなと思うのですけれども、そこら辺の部分をお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

戸部議員の再々質にお答えします。

前回、協議したときとやはり大きく変わっている点としては、議員おっしゃるように、人口減少がもう顕著に見えてきている。将来がある程度見通せるような状況で、各市町村長はそういう危機感をもって今回の協議に臨んでいますので、まず本当に今回を逃せば次は難しくなるということを皆さん共有して今議論をしていますので、必ず広域化については進めていきたいと思ひますし、私もそういう意味では頑張っていきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【8番：戸部 誉議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

大きく3点、お伺ひしたいと思います。

1つめですけれども、6ページの八郎湖クリーンアップについてお伺ひしたいと思います。

今回も多くの方に参加いただいて、一部のところでちょっと雨が降ったりして大変だっ

たのですけれども、そんな中で開催できたと思います。

ただ、これは以前から何度かお話ししていますけれども、場所によってはちょっとごみも少ないところがあって、せっかく、住区によるのでしょうかけれども子ども達も参加してくれている中で、そういった啓蒙・啓発的な意義、意味合いもあるのでしょうかけれども、なかなかそこが難しいなというところも感じているところです。そこ辺りをどう、今後見直していく必要が一部あるのではないかなという点が1点と、あともう1点、ここに書いてありますけれども、昨年からクリーンセンターでの搬入処理ということになってくると、全量、全てではないののでしょうかけれども、ある程度、その量等ももう少し、今大雑把な数字で1.2トンということですが、把握できるのではないかなと思っていて、これを来年すぐに内容等を見直すとか、やめてほしいとかいう話ではないのですけれども、今後、やはりその見直しを考えていく上では、ある程度の成果、実績、実情というものを正確に把握する意味で、もう少し量等を、特にクリーンセンターに入れるようになったのであれば正確に把握できるようになっているくるのではないかと思うので、そこあたりもう少し把握して、今後に活かしていただくことはできないもののでしょうか。

その点、質問させていただきます。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

黒瀬議員のクリーンアップに関する質問にお答えいたします。

まずクリーンアップに関する啓発についてですけれども、本年度、日本財団からのご支援もいただきまして、ごみ袋ですね、提供していただいて、それで分別をしながら、そういった日本財団の支援の仕組み、そういうのもチラシでお知らせしながら今年度は行ったところでございます。結果的に参加者数については平年並みの、昨年とほぼ同様の855人ということでございました。天候等の事情もありましたが、いずれ啓発に関して非常に重要な要素だと思っておりますので、本年度の参加者の意見であったり、そういったものをこれから拾いながら、来年度に向けて検討してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

2点目の収集したごみの選別等についてですけれども、こちらでも大まかに概算でということで昨年並みの収集量があったということでございます。いずれその内容について、もう少し、やはり議員おっしゃるように、どういったごみが、どの程度寄せられているのかといった数値的な部分については把握も重要だと思っておりますので、検討課題とさせていただきたいと、できるだけ詳細に詰めながら来年の事業に活かしてまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

再質問ではないですけれども、来年すぐというわけではなくて、ある程度長く、その具体的な数字も見ながら、今後の事業を考えていただければと思います。

答弁はいりませんので、次に移らせていただきます。

次に、8ページの押尾川部屋大潟村合宿についてですけれども、今年、村創立60周年記念事業として行うということで、この前も村外に行った際にですね、子どもを連れて稽古の方に行きたいというお話があったので、そのような形で盛り上がっていただければいいなというふうに思っております。

ただ2点ほど聞きたいところと、状況をお伺いしたいのですけれども、稽古見学、ちゃんこ会、施設訪問、打ち上げパーティーなどをということで、いろいろ地元の方、県内の方、いろいろ見られる場所、ふれあえる場所というものを作っていただけるということで、すけれども、ちゃんこ会ですとか打ち上げパーティーなどに関しては、ある程度事前の申し込み等があると思うのですけれども、稽古の方に関してはおそらく自由に見学するような形になってくるかなというふうに思います。これはどの程度の方が来られるのか見込み等がなかなか立てにくい、天候によってもまた変わってくるのかなと思うのですけれども、ここ辺り、例えば駐車ですとか、車の誘導ですとか、そこ辺りどのような体制になっているのか。実行委員会というものがどういった組織体なのかあれなのですけれども、実行委員会の方でしっかり責任を持ってやるのか、それとも村当局としてやるのか、そういった点をどのように考えておられるのか、1点お伺いしたいと思います。

あともう1点、村としても一応予算を取って、実行委員会の方に出しているという中で、先ほども言ったとおり、稽古の見学に関しては事前の申し込み等ではないと思われますので、どの程度人が来て、どういった、効果ではないですけれども、どの程度の方が来られてというのを正確に把握することによって、今後、これを来年以降も続けていくかどうか分からないですけれども、来年以降になるのか、村創立70周年記念事業なのか分からないですけれども、そういったものでやったり、他の関連する事業、似たような事業をやるときの参考になればと思いますので、そこ辺りしっかり、人数等どの程度の方が来られて、どういう問題があつて、逆にどういう課題が出て、もしくはどういう点が良かったかということですね、正確に把握できるような体制というものを取っていただきたいと思うのですが、その2点、どのようにお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田正人】

それでは黒瀬議員の質問にお答えいたします。

まず質問の1点目の駐車場に関するお話ですけれども、車の誘導についてです。まず黒瀬議員が懸念されるとおり、果たしてどれくらいの方が見に来られるのかということがなかなか把握できていないのが正直なところです。村の前となりますと、親方が現役時代に、10年以上前に藤里町で同じような合宿を実施したというふうには聞いているのですけれども、聞き取りしたレベルでは詳しいことはあまり伝わらないというか、把握できなくて、そこは見当がついていないという状況です。

土日に関してかなりの方が、いずれに平日に比べれば来るだろうなというふうに想定しておきまして、駐車場は、県道沿いですと農協のローソンがあるスペースの南側の大型がよく止まっているあその場所を農協にお願いしてお借りして、白線を引いて何台か入れるような体制を取ろうというふうに考えています。神社の道路を挟んだ向かい側にも、20台くらい停められるスペースがあるのですけれども、そこはそれとして、それ以外には生態系公園の駐車場ですね、そちらにも溢れた場合は流そうかなというふうに事前では相談しております。

駐車場の体制ですけれども、神社の入口の前には役場職員をつける予定です。ローソンの農協からお借りする駐車スペースにも、外注で業者の誘導の方をつける予定になっています。神社の前には役場職員、先ほど2人と言いましたけれど、もう1人、外注で誘導員をつけて振り分ける役割を担ってもらう予定で準備しております。

2つめなのですけれども、人数や課題の正確な把握ということで、これに関しましてもおっしゃるとおりだと思います。今後、続けるかどうかは別にしまして、こういったことを、どういった課題があったかというのは、他に参考になる部分は大いにあると思いますので、それ専門というわけにはいかないのですけれども、役場職員も何人か、平日、休日と出ますのでそれぞれに、終了あるいはそれぞれの時点において感じたことなりは報告するような体制を取っていきたいと思います。人数につきましては、その場にいた職員の中での情報共有という体制を取りながら、把握に努めたいというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

いえ、ありません。次に行きます。

続いて3ページの脱炭素の取り組みの進捗状況についてです。

下段の方にサンルーラル、ポルダー、ふれあい健康館の太陽光パネルの設置が終了しており、9月以降の発電開始というお話がありましたけれども、さらっと書いているのですけれども、これは7月開始ではなかったでしたっけと思いまして、そこ辺り、どのような状況なのかということを教えていただければと思います。それが1点。

もう1点、熱供給事業について、今後、試験運転が行われ7月には施工業者からオーリスに引き渡し、7月17日に竣工式、その後、本格稼働となっていますけれども、これは具体的に試運転の時期、本格稼働の時期はいつになっていますでしょうか。

その進捗状況の具体的な部分の2点を教えてください。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

黒瀬議員の、脱炭素の取り組みに関する、進捗状況に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目の蓄電池の設置が遅れた理由でございますけれども、こちらは当初より手配、そして納品が事業者より遅れる見込みとなったということで、当初より蓄電池納入が8月末にならざるを得なかったということで、9月以降の発電開始となったことでございます。

そして、2点目のもみ殻バイオマス熱供給事業の本格稼働についてですけれども、今後試験運転が行われた後、施工業者から株式会社オーリスに引き渡しが行われる予定となっております。その中で株式会社オーリスの方で運転訓練も含めて本格稼働に向けた準備作業を実施いたしまして、それが確立し次第、本格運転、本格的な熱供給を行うというふうに伺っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

すみません、日にちが、具体的に本格稼働の時期が出てこないのですけれども、これ、当初7月本格稼働ではなかったでしたっけ。そういう表現はなかったでしたっけ。ここは遅れているのでしょうか。それがどの程度の時期に本格稼働を見込んでいるのかがわからないと、ちょっと進捗状況という報告としてふさわしくないのかなと思うのですけれども、いつ頃を見込んでいるのか、もう一度お答えいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前11時28分)

(午前11時29分)

再開いたします。

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

もみ殻バイオマスボイラーの本格稼働につきましては、竣工式後、目指したいというふ

うに考えております。繰り返しになりますが、引き渡し前は試験運転を行って、そしてきちんと動作が確認した後で引き渡しが行われ、その後、試験運転と同時に、並行しながら、株式会社オーリスの方で運転技術操作を身につけ、そして竣工式の後、できるだけ早く本格稼働を行うといった形で進めているというふうに伺っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

竣工式以降と言われてしまうと、もう半年でも1年でもいい話になってしまうので、この事業自体が相当遅延していますよね。その中で、進捗状況を議会として把握する上で、やっぱりきちんと今の状況で、いつですということを言っていたかないと、それが遅れているのか、計画どおりに進んでいるのか、何か問題があるのかというのがわからないので、これを本格稼働というのは何をもってして本格稼働、ここに書かれているのは本格稼働と書いていますけれども、何をもってして本格稼働としているのか。そしてそれがある程度、試運転、運転の訓練と何でしたっけ、等をしてというお話なので、それは会社としてそこあたりの期間というのは持ち合わせていないものなのですか。もう、わからないけれどダラダラとやってみて、いけたときにゴーで本格稼働ですというような、そんな無計画なやり方をされているのでしょうか。なぜそこを明確にしないのかがちょっとよくわからないのですけれども、再度そこを教えていただければなというふうに思いますが、そこはやっぱり日付として今計画としては全くないということなののでしょうか。竣工式後というだけで、その先、数日でいけるのか、半年程度見ているのか、それとも7月中を見ているのかというものが全く計画としてないものなののでしょうか。

あともう1点、蓄電池に関して8月末の納入予定、この点に関しては今のところ、それ以上遅延する予定はないという理解でよろしいでしょうか。

2点、教えてください。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

黒瀬議員の再々質問にお答えいたします。

まず本格稼働の定義でございますけれども、こちらで村政報告に書かせていただいたのは、オーリスの職員がボイラーの運転技術、そして安全性も含めて技術を習得して、そして安定して一定の温度の熱を供給できる。もちろんそれはもみ殻の搬入搬出も含めてですが、そういったものが全てクリアして安定した熱供給が安全に行われるといった状況を想定いたしまして、本格稼働という言葉を使わせていただきました。ですので、繰り返しに

なりますが、7月17日竣工式を迎える訳でございますけれども、その前に引き渡しが行われますが、引き渡し、そして竣工式の前後ではまだそこまでのレベルに達してはいないというふうに考えて、あくまでオーリスの方でもみ殻熱供給の技術を、熱供給のために必要なスキルを身につけている段階というふうに捉えております。そこで初めて運転を始めていろいろな、当然課題なども出てくるでしょう。それを全てクリアしてはじめて本格稼働というふうに捉えております。ですので竣工式後、もちろんオーリスの方ではやはりできるだけ早く熱供給をして、収益に結び付けたいという思いもあるでしょうから、かなり迅速にそういった運転技術を身につけることになると思いますが、今の時点で恐縮ではありますが、本格稼働という時期がはっきり、8月ぐらいなのか、9月ぐらいなのか、あるいは7月中ですむのかといったことについては、ちょっと申し上げることはなかなか困難なのかなというふうに思っているところです。いずれ、竣工式後、本格稼働を目指して努力してまいりたいといったところでございます。

また、太陽光の蓄電池の設置については、現時点で8月末ということで動いてはございませんので、どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【6番：黒瀬友基議員】

よくわかりませんが、終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

ございませんか。

先ほどの菅原史夫さんの質問に対しての答弁を当局からお願いします。

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

先ほど菅原史夫議員の方からご質問がありました最初の質問のことなのですが、今回の村政報告におきまして作付の面積等、記載されている数字なのですが、6年産の麦ですが、菅原議員のおっしゃるとおり、5年産から比べまして2月時点での増加数ですが、まず19haほど増えているということで155haの計画を出されております。逆に豆におきましては6年度の申し込みとしては174ということで、前年からすると7haほど減っております。ただ、その他にカボチャ、それからタマネギ等なども減っておるということで、今回、数字的なものでは減少ということになっておりますけれども、この6月14日以降の受付におきまして、さらに2月時点で提出されていない方々がいらっしゃいますので、最終的には実転作面積は増えるものと思われま。

以上となります。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前11時37分)

(午前11時38分)

再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第36号から報告第2号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第36号から報告第2号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第15、陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」を、議題とします。

陳情第5号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午前11時40分)

令和6年第3回（6月）大潟村議会定例会【第6日目】

1. 開議日時 令和6年6月11日（火）午後3時00分～午後3時55分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 山 田 照 雄	2 番 工 藤 勝	3 番 三 村 敏 子
4 番 菅 原 ア キ 子	5 番 松 本 正 明	6 番 黒 瀬 友 基
7 番 菅 原 史 夫	8 番 戸 部 誉	9 番 齊 藤 知 視
10 番 川 渕 文 雄	11 番 石 井 雅 樹	12 番 丹 野 敏 彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第36号 大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議案第37号 大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第38号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第39号 大潟村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案

議案第40号 村道路線の変更及び認定について

議案第41号 工事請負契約の締結について

議案第42号 普通財産の貸付について

議案第43号 普通財産の貸付について

議案第44号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案

議案第45号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

議案第46号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

報告第1号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

報告第2号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書案

議員派遣の件

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は、11名であります。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、2日目の総括質疑に関して、生活環境課、薄井課長より発言を求められておりますのでこれを許します。

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

黒瀬議員の総括質疑の回答につきまして、補足説明をさせていただきます。

昨日はバイオマス熱供給施設の見学に参加くださりまして、ありがとうございました。

熱供給事業については、デンマークの技術者が6月18日に来村し、その技術者の立会いのもと、熱導管への通水の確認やボイラーの燃焼試験等を順次行い、併せて株式会社オーリスに対しても運転トレーニングを実施する予定となっており、熱供給施設の完工は7月15日の予定となっております。

株式会社オーリスにおいては、7月17日に竣工式を開催し、翌18日からボイラーの運転を開始いたします。熱需要に応じた運転を行うため、需要側と調整をしながら当面はボイラーは1台の稼働体制で進め、そして暖房需要が始まる10月以降、ボイラー2台の稼働の予定となっております。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第36号から、日程第14、陳情第5号まで

を、一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第36号から第39号、議案第41号から第43号、議案第44号の関係部分、議案第45号から第46号、報告第1号から第2号及び陳情第5号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後で採決いたします。

総務福祉教育委員長、5番、松本正明さん。

【総務福祉教育委員長：松本正明】

5番、松本正明です。

令和6年第3回大潟村議会定例会において、当総務福祉教育常任委員会に付託のあった議案についての、審査の経過と結果について報告いたします。

はじめに総務部門から審査を行いました。

議案第36号「大潟村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「利用できる事務以外で利用した場合の罰則規定はあるか。」との質問に、「法律でその別表にある場合を除き特定個人番号の提供をしてはならないと明記しており罰則規定がある。罰則規定では正当な理由がないのに業務で取り扱ったマイナンバーについて提供してはならない、もし提供してしまった場合は4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科と記載されており、これに該当することになる。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第36号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「工事請負契約に締結について」、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「宅地分譲について以前の説明では、一部の通りが完成すれば随時販売し、そこから次の通りの造成を進める説明があったが、造成を終えてから販売するのか、部分的に販売する形なのか、どのような計画か。」との質問に、「令和6年度から7年度7月まで造成工事を行い、その後、測量や文筆などを行い、全26区画が整備されたのち11月中に販売開始のスケジュールである。」とのこと。委員より「一区画の面積はこれまでと同じくらいの面積か。」との質問に、「26区画の平均面積は323平米、約98坪程度だが、角地の変形区画などは一部500平米を超え、400平米ほどの区画も2つほどある。」とのこと。委員より「道路の幅員は今までの住区同じか。今回の造成地でカーブしている部分と生活道路が接続する場合、見通しの悪さが懸念されるが。」との質問に、「幅員については将来的に村道に認定されるため、中央3番地の幅員と同様である。ちょうどカーブ部分にすべての接続になるが、取り付け部分に関しては拡幅し、見通しが悪い場合は改善してい

たい。なお既存の村道への接続部分は見通し等を考慮し垂直に取り付け、一時停止するような構造を現在考えている。」とのこと。委員より「村民センター分館の隣に遊休地があるが今後の計画は。」との質問に、「造成地の北側にある部分は、今後、既存の西1－4住区の緑地として住区のコミュニティ活動の中で管理してもらうことで進め、今後開発の予定はない。」とのこと。委員より「造成地から既存の住区へ抜ける歩道はどこに繋がるのか。」との質問に、「新宅地から既存の住区へ抜ける歩道は、今後考えていきたいと思う。」とのこと。委員より「中央地区では、他の住区と同じように花壇を後から作ったが、今後の予定は。」との質問に、「住区管理花壇は今後のコミュニティのあり方と密接に関係する。現在は設置を考えていないが、設置する用地は十分にあるため、状況を見ながら判断していきたい。」とのこと。委員より「入札の公表について、広報に掲載しているものとホームページに掲載されている件数が異なり、全件公表されていないが。」との質問に、「入札結果の公表については、総務企画課で閲覧場所を設けている入札調書の情報をもとに月毎に広報とホームページで公開している。ただし広報に掲載する職員とホームページに掲載する職員で担当者が異なり、情報が一致しない場合があった。今後は広報担当者がホームページについても入札情報を上げていくことで話を進めており、情報を一致させるよう努める。」とのこと。委員より「分譲地の販売が令和7年11月中とのことだが、対象となる購入者の条件は。」との質問に、「基本的には直近の宅地分譲地を参考にしつつ、変更要素があれば加えていきたいと考え、詳細については今後詰めていくことになる。」とのこと。委員より「今回の宅地造成にあたり、既存村道のカーブしている部分に取り付け道路4か所が接続されるが、現在、桜の木などもあり見通しが悪い。今回設計するにあたり警察等に見解を求めたのか。」との質問に、「既存の桜は全て伐採する予定である。正式な協議ではないが五城目警察署交通課から意見を伺い、問題ないという見解をもらったうえで設計している。」とのこと。委員より「造成工事の内容として、整地や上下水道及びガスなどライフラインの整備だが、下水道については整備するのが非常に厳しいと伺ったことがある。宅地造成により人口増加は嬉しいことであるが、下水道整備に関し、雄物川流域の方と協議をしなければならない事案はあるのか。」との質問に、「今回造成する西1丁目は現在でも大雨の際に下水道の流れが悪くなるという現象が見られるが、下水道の容量に関しては問題ないと考える。流れが滞る状態が頻繁に表れるようであれば協議を重ね、村として改善を図る必要があると考える。」とのこと。委員より「入札の公告について、工事によって仕様書がホームページに掲載されたままのものと、削除されたものがあるが、どのような考えで管理運営されているのか。できれば全て公開したままの方がいいと思うが。」との質問に、「基本的には公告した設計図書については、入札日が終了した時点でホームページから削除する方針で運営しているが、各担当によって足並みが揃っていないかもしれない。今後は入札事務を所管している生活環境課と協議し、他の自治体も参考にしながら足並みを揃えていきたい。」とのこと。委員より「今回の造成工

事に係る入札について、今回参加した4業者全て村の予定価格を下回り、最低制限価格を設けなかったため、当然一番価格の低かった業者が落札したが、今回最低制限価格を設けなかった理由は。」との質問に、「最低制限価格の設定の考え方については、補助事業の場合は様々な要件が課されるため設定することが多くなるが、本工事の場合は工事そのものに職員の目が行き届きやすいことや、施工監理を外注し、工程ごとにしっかり監理されるという観点から最低制限価格を設定せずに実施した。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第41号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「普通財産の貸付け」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「北1丁目村営住宅建設に伴い、更地部分に元々あった歩道が無くなったが、今後については。」との質問に、「これまで防災林地内に簡易舗装されたもの、村営住宅の間をアスファルト舗装されたものと舗装されていない草地の上を歩く3か所があった。今回の工事でアスファルト舗装されたものは完全に遮断されているが、今後は住宅地の間のマンホールなどがある草地部分を整備し、アスファルト舗装を行い、人が通れるようにしていきたい。あくまで村が通学路として推奨しているのは公道であることを申し添えて置く。」とのこと。委員より「新設された村道の西側のスペースが駐車場となっているが、そこはどういった位置づけになるのか。」との質問に、「第2期で建設したC棟の入居者の割り当て駐車場である。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第42号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「普通財産の貸付けについて」、当局の説明を受け、質疑及び討論はなく、採決に入り、議案第43号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の総務部門について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「大潟村創立60周年記念テレビ番組制作費について、村で把握し予算計上したと思うが、100万円という金額の妥当性は。」との質問に、「テレビ放送の具体的な内容についてはまだ決まっておらず、詳細も明かされていないのが現状である。大潟村応援大使の鈴木絢音さんを起用し、30分のテレビ放送をする予定である。今回のテレビ放送はABS秋田放送からの持ち込み企画であり、制作費全体とすれば200万円から250万円ほどかかるという中で、村が最大でも100万円を負担し、残りの制作費についてはスポンサーで集める手法でABS秋田放送が負担する形になる。番組は県内のみの放送となるが一部ネットでも公開されるようであり、全国の方々にも目にする機会ができると思う。」とのこと。委員より「テレビ放送によって村を効果的にPRする目的としてはどういうところか。」との質問に、「大潟村創立60周年という周年事業ということが1つと、応援大使である鈴木絢音さんのPR効果を活用させていただき、県内

外の方に大潟村の良さや、これまでの歴史を知っていただけるいい機会だと考える。」とのこと。委員より「テレビ番組が放送したい内容であるならば、村が100万円を出さなくても取り上げて番組を作るのではないかと思う。村からして100万円は小さいかもしれないが、非常に大きな金額が計上されたと思う。村民から放送してほしいという声があれば考えるが、この番組を見た村民が60周年として必要だと言われるような番組にしてもらえれば補正予算として納得できるが、村のPRがどの程度番組によって成果が得られるのか懸念される。」との質問に、「きっかけはABS秋田放送の持ち込み企画ではあるが、予算を計上する以上は村としては主体的に関わり、番組の内容に村の要望も入れながら取り組みたい。ただのバラエティで終わるのではなく、村の宣伝効果をしっかりとつけていきたい。」とのこと。委員より「10月頃に放送されるのであれば、番組を視聴した人がその後の新米祭りや、カタマルシェを知り、大潟村に行ってみようかと思える相乗効果を望める時期や内容などの工夫をしてもらいたい。」との質問に、「放送時期は10月頃を予定し、収録は8月頃に行う想定である。今後、要望を最大限反映できるように相談を密に行いたい。放送中に大潟村のCM枠として15秒のCMを2回流することが決まっているので、効果的に活用したい。」とのこと。委員より「フィールドワーク・交流活動支援事業費補助金について、これは新規事業か。」との質問に、「当初予算において設定した大学等との包括連携協定事業の中で、今回新たに補助金として措置するものである。要綱等は予算が可決されてからになる。」とのこと。委員より「なぜ急に補助金事業が補正に計上されたのか。何かしら大学からの要望があり、要綱等もこれから定めるということだが、ある程度概要がわからないと判断ができないが。」との質問に、「昨年度は県立大の秋田地域学として青年会館の有効活用について検討してもらい、非常にいい提言であった。村内で大学生に村民の方々と関わりをもって活動してもらうことは、村の活性化において非常に重要な要素であると考え。60万円の内訳は1活動に対して30万円を見ており、2大学、あるいは2活動を今年度実施してもらいたいと考えている。東京農大や県立大学からも活動しやすい環境があれば非常にありがたいとの話もあり、年度途中ではあるが計上した。事業の活動内容としては2種類を考えており、1つは大学や学生が村をフィールドワークにして行う学生提案型に対して30万円。もう1つは村が指定する課題について活動する場合に対して100万円程度の支出を考えているが、今回は学生提案型を2活動分計上した。」との質疑や意見が出され、議案第44号の総務部門の審査が終了しました。

次に、報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「改正内容に令和8年度以降の施行分として公益信託に関する法律があるが、専決処分で行わなければならなかったのは。」との質問に、「上位法についても3月30日公布において諸規定が改正されており、村としても令和7年4月1日改正を迎える前に関連する部分の改正の改正が生ずる可能性も考慮し、その際混乱が生じないように令和6年4月1日分専決に併せて盛り込んだ。なおこれ

らについては毎年度同様の対応を取らせてもらっている。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、報告第1号は全会一致により原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、報告第2号「大潟村国民健康保険税の一部を改正する条例の専決処分報告」について、当局の説明を受け、質疑・討論はなく、採決に入り、報告第2号は全会一致により原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、福祉保健課部門の審査に入りました。

議案第44号「令和6年度一般会計補正予算案」の福祉保健課部門の審査に入り、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「住基ネットワークシステム保守業務委託料について、補正計上した理由は。」との質問に、「当初予算計上時、業者に対して見積もりを徴収したが、1か月分のみのお見積もりが来たため、本来計上すべき12か月分に対して計上誤りがあったためである。」とのこと。委員より「トータルの年間保守料はいくらか。」との質問に、「今年度では年間108万円となる。計上の誤りが発覚した時点で委託先と協議を行い、今年度に関しては5、6月分の委託料は免除してもらい、ハード面の保守が発生した場合は実費精算を行う協議を行った。本来であれば130万程の保守業務委託料である。」とのこと。

質疑を終結し、議案第44号の福祉保健課部門の審査は終了しました。

次に、議案第45号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より「重層的支援体制整備事業が一般会計に一本化された理由は。また当初予算から本来は一本化する予定となっていたものか。」との質問に、「歳入については一般会計に繰り入れすることを当初から把握していたが、歳出については一般会計からの繰り出しで予算編成をしていた。ただし4月に入り、県からのスケジュールや質疑応答集の内容を確認したところ、今回は社会福祉法の改正に伴い法整備の中で一般会計の中で事業を行うことが判明したため、事業を適正に行うため6月補正で事業を組み替え補正計上した。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第45号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より「収益となった約1,900万円の内訳は。」との質問に、「ひだまり苑の運営は指定管理で行っており、当初2億3,025万円に対し、施設の運営で人件費・光熱水費の減に伴い、実際に掛かった2億1,000万円を差引いた額の残額を折半したものである。」とのこと。委員より「以前は看護師の退職など、介護職関連の人手不足が懸念されるが、現状は。」との質問に、「現在指定管理で運営している正和会では、特に人材不足によるサービスができない等の話は出ていない。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第46号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門の審査に入りました。

議案第37号「大潟村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、質疑・討論はなく、採決に入り、議案第37号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、質疑・討論はなく、採決に入り、議案第38号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「大潟村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、質疑・討論はなく、採決に入り、議案第39号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会部門の審査に入りました。当局より説明を受け、質疑に入り、委員より「英語教育推進事業について、ALTの方が短年で辞められているが、やりがいがないなどの問題があるのか。」との質問に、「本人から明確な理由を聞き取りしたわけではないが、以前は日本語が堪能な方が来ていたが、近年は必ずしもそうではなく、コミュニケーションや日常生活の部分でネックになっているのではないかと考える。ALTの契約期間は1年間であり、最大で3年間という仕組みで、過去に1年で更新せず帰国した方の理由としては、仕事の内容として先生に指示された際にその文章を読み上げるのが基本的な仕事であり、単純な業務が自分では物足りないということもあった。本人にはあらかじめ伝えているが、自分で英語の授業ができるといった思い込みがあり、物足りなさを感じていた事例もあった。」とのこと。委員より「水上スキージャンプ台の台車補修工事について、以前も同じような補修を行ったがこのような頻度での補修が必要なのか。」との質問に、「前は令和3年度に補修を行い、ステンレス、アルミ、鉄材を使用し補修を行ったが、材質の組み合わせが良くなく短期間での補修となった。今回の補修では防食加工を施すなど耐久性も考慮した補修を計画している。」とのこと。

質疑を終結し、教育委員会部門の審査は終了しました。

関係各課が入場した後、再開し、討論はなく、総務福祉教育常任委員会部門の採決に入り、議案第44号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情について報告いたします。

陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」の審査に入り、委員より「国の財政に配慮しなければ地方自治体として当然のことが記載されているので

採択したい。」、「現実的に10項目すべての要望について、国の財政で賄うのは難しいが、いずれ国民への負担になり、物価高騰による賃上げを謳う中で中々賃金が上昇しない現実を見れば、動向を見守るということで反対する。」との意見や、「これを全て実現した時、国としての財源をどうするか不安があるが、地方として地方財政の充実を言い続けていく必要があると思うので採択。」などの意見が出され、採決の結果、陳情第5号は賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案及び陳情の審査経緯と結果について、報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの総務福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案40号及び議案第44号の関係部分についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、4番、菅原アキ子さん。

【生活産業委員長：菅原アキ子】

4番、菅原アキ子です。

令和6年第3回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

このたびの生活産業委員会は、生活環境課、産業振興課、農業委員会の全員が最初から入室して開会されました。

はじめに、議案第40号「村道路線の変更及び認定について」、当局の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より「赤い線が廃止箇所であると思うが、中央線などの標識は消すということか。」との質疑があり、当局より、「廃止される部分の路上の線などについてはそのまま残す。また廃止部分は通行止めにするわけではなく、ホテル駐車場の出入口として使用する。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第40号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の当生活産業委員会に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、質疑も討論もなく、採決の結果、議案第44号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当生活産業委員会に付託のありました議案についての審査の経過と結果について、生活産業委員長報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。

賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第36号「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第37号「大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第38号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第39号「大潟村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第40号「村道路線の変更及び認定に

ついて」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第41号「工事請負契約の締結について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第42号「普通財産の貸付について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第43号「普通財産の貸付について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育並びに生活産業両委員長より報告のありました、議案第44号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第45号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第46号「令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、報告第2号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、陳情第5号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第15、意見書案第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

5番、松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

5番、松本正明です。

意見書案第2号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月11日提出

提出者	大潟村議会議員	松本	正明
賛成者	大潟村議会議員	黒瀬	友基
賛成者	大潟村議会議員	三村	敏子
賛成者	大潟村議会議員	菅原	史夫
賛成者	大潟村議会議員	石井	雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

地方財政の充実・強化を求める意見書案

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化し

ています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の充実・地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災、減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実に努めること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。とくに、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0

～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

8. 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9. 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年6月11日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

総務大臣 松本 剛明 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

デジタル大臣 河野 太郎 様

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

加藤 鮎子 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16「議員派遣の件」についてを議題といたします。

お手元に配付しております「議員派遣の件」については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

「議員派遣の件」について、配付資料のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、「議員派遣の件」は決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取り扱いを議長に一任していただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第3回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後3時55分)